

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月30日
【計算期間】	第3期（自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日）
【ファンド名】	ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型） (Nomura W Strategy Fund Ⅱ (AUD Principal Protected))
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 松本 晃一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注1）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年2月27日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝63.17円）によります。以下、同様です。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がされている場合もあります。

（注4）本書の中で計算期間（以下、会計年度ともいいます。）とは毎年10月31日に終了する1年をいいます。

（注5）森・濱田松本法律事務所の住所は、平成21年5月7日より、「東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング」に変更されます。以下同じです。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）（Nomura W Strategy Fund Ⅱ（AUD Principal Protected））（以下「ファンド」といいます。また、ノムラ・ダブル・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）、ノムラ・Wストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）、ノムラWストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）、ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡまたはノムラ・ダブル・ストラテジー・ファンドⅡと称する場合があります。）の投資目的は、2011年10月28日（本債券（以下に定義します。）の満期日かつファンドの償還日）まで投資を継続することを条件として、投資家に対して豪ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティーを妥当な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することです。

ファンドにおける当初の信託金の限度額は、30億豪ドルです。

b. ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設定されました。

受託会社および／または受託会社から任命されたいかなる者（管理会社を含みます。）も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、各評価日において書面による通知を日本における販売会社を通じて管理会社に送付することにより、ファンド証券の買戻しを請求することができます。

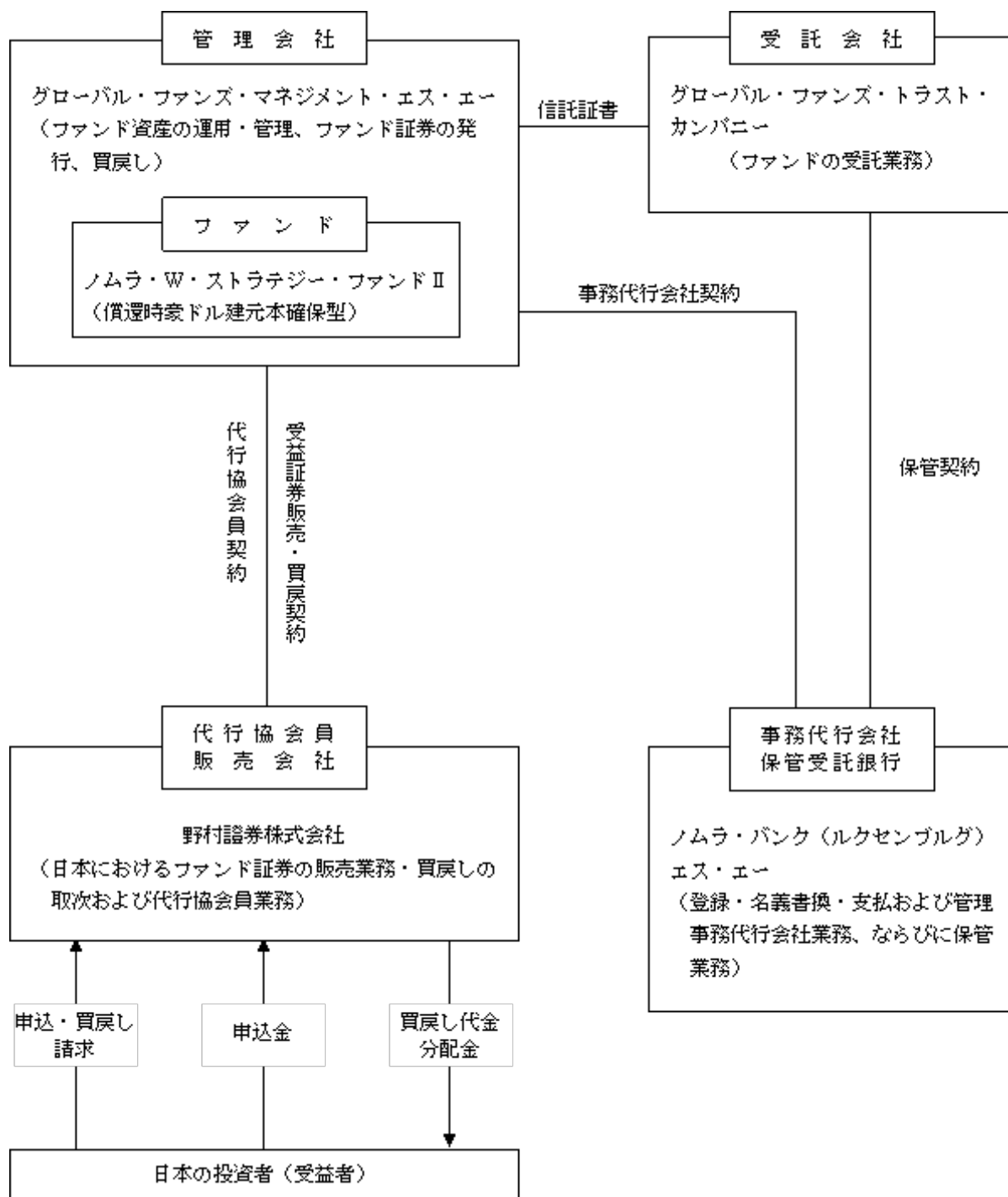
受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する評価日におけるファンドの純資産価額を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して計算されるものとします。

（注）ファンドの「営業日」とは、ルクセンブルグにおける銀行および日本における販売会社が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「評価日」とは、毎月の最終暦日、または受託会社および管理会社が随時別途決定するその他の日をいいます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2005年8月16日付で信託証書（以下「信託証書」といいます。）を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行 事務代行会社	2005年8月16日付で管理会社との間で事務代行会社契約（注1）を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務等の管理業務について規定しています。 2005年8月16日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2005年9月13日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2005年9月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。

（注1）事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、ファンドに対し、登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務等の管理業務を提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管受託銀行が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出および販売会社への送付、純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等の商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、2002年12月20日ルクセンブルグ投信法第14章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

(ii) 事業の目的

管理会社の目的は、（2002年12月20日法第91条に規定する）投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、投資信託に関する2002年12月20日ルクセンブルグ投信法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

(iii) 資本金の額（2009年2月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,659万円）で、2009年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約311万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、平成21年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.23円）によります。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

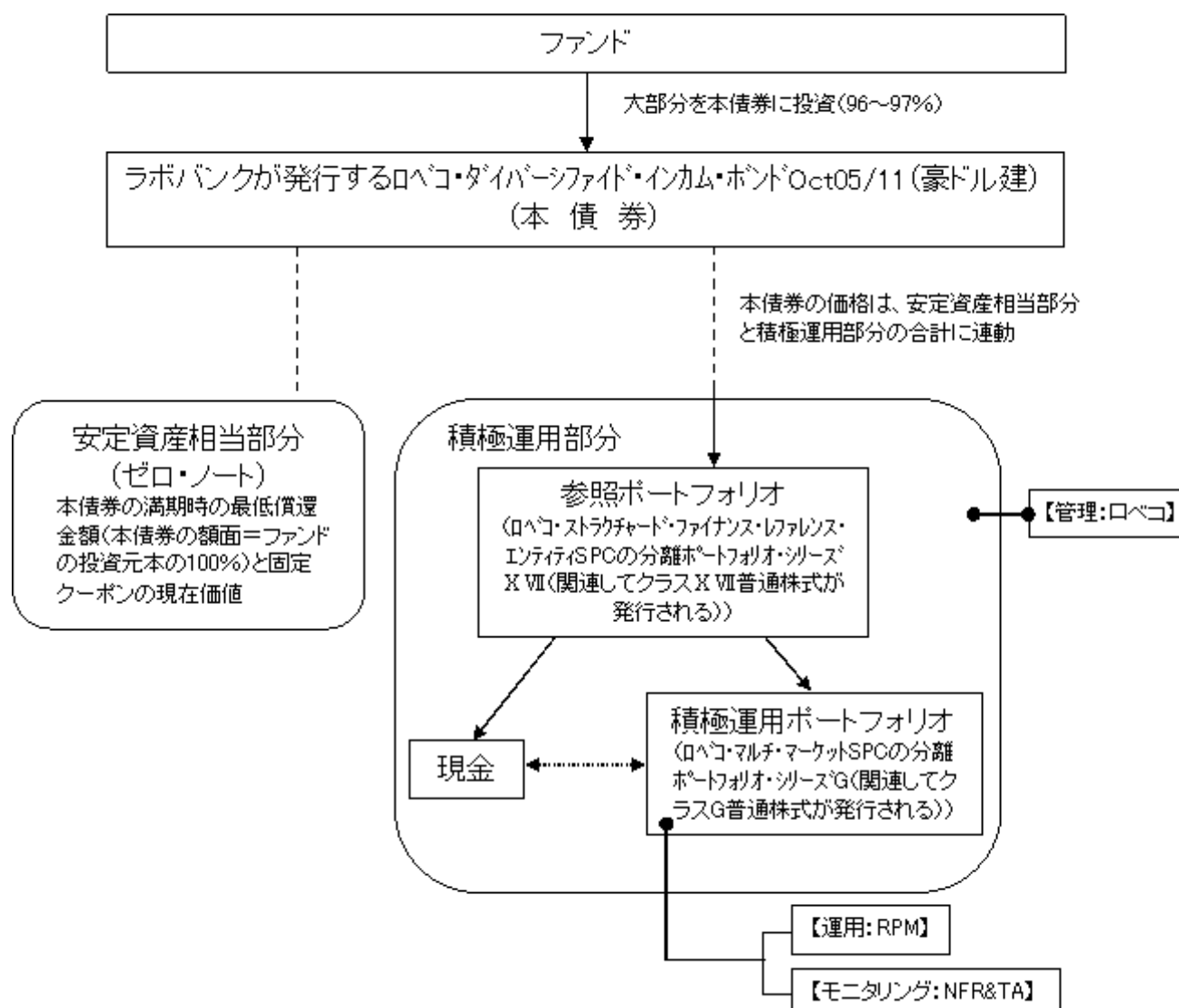
（2009年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ、エスペランジュ ガスペ リッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)	15株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資の流れ



投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、2011年10月28日（本債券（以下に定義します。）の満期日かつファンドの償還日）まで投資を継続することを条件として、投資家に対して豪ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティーを妥当な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することです。

受託会社は、ラボバンク・ネダーランド（Rabobank Nederland）（以下「本債券発行会社」といいます。）が、7,000,000,000ユーロ元本確保ミディアムターム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づき発行するロベコ・ダイバーシファイド・インカム・ボンドOct05/11（豪ドル建）（以下「本債券」といいます。）に投資することにより、上記の投資目的の達成を図るものとします。本債券に充当されないファンドの資産は、現金で保有する予定です。

本債券の元本償還額は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された個別ポートフォリオ免税会社であるロベコ・ストラクチャード・ファイナンス・レファレンス・エンティティSPC（Robeco Structured Finance Reference Entity SPC）（以下「連動先証券発行会社」といいます。）が、分離ポートフォリオ・シリーズXVII（Segregate Portfolio Series XVII）（以下「分離ポートフォリオ・シリーズXVII」または「参照ポートフォリオ」といいます。）において発行したクラスXVII普通株式（以下「クラスXVII普通株式」といいます。）に一部連動します。

連動先証券発行会社が発行したクラスXVII普通株式は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された個別ポートフォリオ免税会社であるロベコ・マルチ・マーケットSPC（Robeco Multi Market SPC）（以下「トレーディング証券発行会社」といいます。）が、分離ポートフォリオ・シリーズG（以下「分離ポートフォリオ・シリーズG」または「積極運用ポートフォリオ」といいます。）において発行したクラスG普通株式に一部連動します。連動先証券発行会社は、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの資産を、クラスG普通株式に投資し、またキャッシュ運用します。

受託会社は、ファンド証券の発行手取金総額から、(i)ファンドの設定に関する各種手数料および費用、ならびに(ii)ファンドの存続期間中に必要となることが想定される固定費用を減じた金額を本債券に充当し、2011年10月28日時点（本債券の満期日かつファンドの償還日）において、本債券の最終償還額がファンドの投資元本の最低100%を賄うのに十分となることを想定しています。

本債券

発行体であるラボバンク・ネダーランドは、ラボバンク・グループ(Rabobank Group)（以下「ラボバンク・グループ」といいます。）の一員です。ラボバンク・グループは、オランダ最大級の金融機関であり、抵当貸付および個人向け預金取扱機関としてオランダ国内最大のシェアを誇っています。ラボバンク・グループは、総資産および中核自己資本(Tier I Capital)ベースで、世界の金融機関中、上位20位以内にランクされています。ラボバンク・グループは、オランダ国内外の個人、法人および商業部門において、金融、保険および資産運用を含む広範なサービスを提供しています。ラボバンク・グループの連結ベースの総資産は、2008年12月31日現在、約6,120億ユーロでした。本債券発行会社は、2008年12月31日現在において、スタンダード・プアーズからAAAの、ムーディーズからAaaの格付を付与されています。本債券は、ユーロクリア・バンクS. A. /N. V.（以下「ユーロクリア」といいます。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」といいます。）のための共通預託機関に預託される仮大券により表章されます。

本債券の要項の概要は、以下の通りです。

本債券発行会社	ラボバンク・ネダーランド
シリーズ番号	42
トランシェ番号	1
規定通貨	豪ドル
額面総額	
・トランシェ	243,343,900豪ドル
・シリーズ	243,343,900豪ドル
トランシェ発行価格	額面金額の96%～97%
額面金額	10,000豪ドル
募集期間	平成17年10月21日正午（欧州中央時間）までの期間
発行日	平成17年10月27日（「発行日」）
満期日	平成23年10月28日（以下に記載の通り、支払が延期されることがあります。）（「満期日」）
利息	固定金利
利息開始日	平成17年10月28日
利払および利率	本債券の額面金額の年率0.50%に相当する金額（「固定利払額」）を各利払日（以下に記載されます。）に、半年毎に後払いベースで支払います。
本債券の順位	非劣後
利払日	平成18年4月28日以降（当日を含みます。）満期日（当日を含みます。）までの期間における毎年4月28日および10月28日（「利払日」）。ただし、「修正翌営業日規約」に従って、変更されることがあります。 「修正翌営業日規約」とは、利払日が連動先証券発行会社の営業日（以下に定義されます。）ではない場合、翌営業日を当該日とする規定です。ただし、連動先証券発行会社の翌営業日が翌暦月になる場合には、利払日の前営業日を実際の利払日とします。
最低償還額	各債券につき、本債券の額面金額（以下に定義されます。）の100%に相当する金額（「最低償還額」） 額面金額とは、10,000豪ドルをいいます。
満期償還額	以下に記載の支払の遅延を除き、それまでの解約または買入消却がない限り、各本債券は、発行体により、満期日に、以下の総額に相当する金額（豪ドル）をもって償還されます。 (a) 当該本債券の最低償還額 (b) クラスXVII普通株式全部の解約に際し、連動先証券発行会社により支払われた手取金。当該金額は、連動先証券発行会社に関し、平成23年10月15日（「連動先証券発行会社最終償還日」）（ただし、修正翌営業日規約に従って、変更されることがあります。）に解約されたクラスXVII普通株式の株式数で除した数値（「連動先証券発行会社償還手取金」）であり、連動先証券発行会社が決定します。

原証券の最終償還日に先立って、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIにつき取引終了事由（以下に定義されます。）が発生した場合には、発行体によって満期日に支払われる金額は、上記(b)に基づく部分はゼロとみなされます。

「取引終了事由」とは、発行され投資家に取得された全クラスXVII普通株式の暫定純資産の総額がゼロに相当することをいいます。

早期償還

以下に記載の支払の遅延を除き、オランダの法規制の変更により本債券の支払に関して発行体が追加課税を受け、かかる課税を回避するための妥当な措置を講じることができない場合、本債券は、発行体の選択により、いつでも、投資家（債権者）に対する30日以上45日未満の予告（予告は撤回不能です。）を行い、（以下に記載の）早期償還額で全額償還されることがあります。一部償還はありません。

本債券の要項に基づく「債務不履行事由」を構成する事由が発生した場合、本債券の保有者は、発行体に対し書面で通知することにより、本債券の支払期限が直ちに到来することを宣言することができ、これにより本債券の償還額の支払期限は直ちに到来するものとしませんが、かかる債務不履行事由が発行体によるかかる通知の受領前に是正された場合は、この限りではありません。

早期償還額

以下に記載の支払の遅延を除き、各本債券に関する早期償還額は、以下のうちいずれか大きい金額とします。

(a) 誠実に行為するロベコ・インスティテューショナル・アセット・マネジメント B. V.（Robeco Institutional Asset Management B.V.）（以下「計算代理人」といいます。）が以下のとおり決定する金額に相当する豪ドル建の金額：

- (i) 本債券の償還日前日（以下「早期償還日」といいます。）の連動先証券発行会社の最終営業日の営業終了時点における、当該本債券の公式ゼロ・ノート価額に
- (ii) 取引終了事由が早期償還日前に発生しない場合には、早期償還日における連動先証券発行会社償還手取金を加え、
- (iii) 当該早期償還日に償還される本債券の数で除される、本債券の一切の早期償還に関連する裏付となるまたはヘッジのための取決めの解約の結果、発行体（またはその関係会社）が被るすべての損失、費用および経費の総額（かかる費用は商業的に合理的に行為する計算代理人により決定される。）を差し引いた額、

または

(b) かかる本債券の最低償還額。

疑義を避けるために付言すると、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIについての取引終了事由が早期償還日前に発生した場合、上記(a)(ii)に基づき発行体が支払う金額はないものとみなされます。

「公式ゼロ・ノート価額」とは、ある時点における、各本債券に関し、満期日（同日を含みます。）までの(a)当該本債券の最低償還額の現在価値および(b)当該本債券に関する未払いの固定利払額全額の現在価値の合計額をいい、それぞれの場合につき、発行体を代理して行為する計算代理人が、当該発行体の残存している証券で本債券の満期日に相当する満期日もしくは固定利払額に関する利払日に相当する満期日の証券で当該時に支払期限が到来する証券について発行体のファンディングレート（ビッド側）を考慮して決定するものとします。

支払遅延

計算代理人が、その合理的な裁量により、(i)連動先証券発行会社が連動先証券発行会社償還手取金の決定を怠り、または決定することができず、そのため満期償還額または早期償還額（場合によります。）が計算できない場合、ならびに／または(ii)連動先証券発行会社が、それぞれの支払日に全額償還されるクラスXVII普通株式に関する連動先証券発行会社償還手取金を支払わないことを決定する場合、満期償還額または早期償還額（場合によります。）の支払において、発行体は、それぞれの支払期日に満期償還額または早期償還額（場合によります。）を、満期償還額または早期償還額（場合によります。）の計算不可能な額および／または連動先証券発行会社により全額支払われていない額（かかる金額をそれぞれ「遅延金額」といいます。）の一部を差し引いた上で支払い、発行体によりかかる遅延金額の支払は延期されるものとします。一切の遅延金額の支払は、計算代理人がその合理的な裁量により、当該連動先証券発行会社償還手取金が連動先証券発行会社により決定され、全額支払われたと判断されるまで延期されるものとします。かかる支払延期の結果としての一切の遅延金額について、利息は発生しないものとします。

買戻申込み

本債券の各保有者は、ロベコ・ダイレクト B. V.（Robeco Direct B.V.）（以下「取引会社」といいます。）に対し、連動先証券発行会社の5営業日以上前に通知を行うことにより、各暦月の連動先証券発行会社の最終営業日（以下「本債券買戻日」といいます。）において自らが保有する本債券の全部または一部を買い戻すことを請求できます。各本債券に関する買戻価格（以下「本債券買戻価格」といいます。）は、計算代理人により決定された、同一暦月の連動先証券発行会社の最終営業日の営業終了時における公式本債券純資産額（以下に定義されます。）の豪ドル建金額に相当する金額とします。

買戻価格は、計算代理人による公式本債券純資産額の公表後連動先証券発行会社の5営業日以内に、取引会社により支払われるものとします。

「公式本債券純資産額」とは、いかなる場合においても、各本債券に関し、該当時におけるクラスXVII普通株式の純資産および該当時における本債券の公式ゼロ・ノート価額の総額をいいます。

上場

該当事項はありません。

投資戦略

ファンドは、資産の大部分を本債券に投資します。本債券の純資産価格は、(i)参照ポートフォリオに関連して発行されたクラスXVII普通株式の公表された純資産、および(ii)本債券の最低償還額の現在価値および本債券に関する未払いの固定利金全額の現在価値に基づいて計算代理人が決定する金額(安定資産相当部分)の合計額に連動します。参照ポートフォリオの一定部分は、積極運用ポートフォリオに関して発行されたクラスG普通株式に投資されます。

参照ポートフォリオおよび積極運用ポートフォリオは、ロベコ・インスティテューショナル・アセット・マネジメントB.V. (Robeco Institutional Asset Management B.V.) (以下「投資運用会社」といいます。)が運用を担当します。投資運用会社は、オランダの有限責任会社であり、ロベコ・グループN.V. (Robeco Group N.V.) の全額出資子会社です。ロベコ・グループN.V. は、1929年設立の、欧州最古の国際的な資産運用会社の一つです。2008年12月31日現在の預かり資産は1,110億ユーロに達し、その約52%が機関投資家からの預かり資産です。ロベコ・グループN.V. は、140人を超える経験豊富なポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストを擁しています。ロベコ・グループN.V. は、ラボバンク・グループの全額出資子会社ですが、企業戦略および投資方針に関しては、独立性を維持しています。ロベコ・グループN.V. は、オランダのロッテルダムに本社を置き、世界各国に拠点を有しています。

投資運用会社は、ロベコ・オルタナティブ・インベストメンツ(Robeco Alternative Investments) (以下「RAI」といいます。)およびロベコ・アセット・マネジメント(Robeco Asset Management)の名称でも事業を展開しています。RAIは、オルタナティブ商品の開発、運用、マーケティングおよび販売に従事しています。RAIは、オルタナティブ投資に要求される専門知識および運用能力の特殊性と新規の投資商品に対する需要の拡大に対応することを目的に設立されました。RAIの提供する商品には、プライベート・エクイティ、ヘッジファンドおよび各種の仕組み商品(債務担保証券、本債券等のエクイティ、デット、オルタナティブの元本確保商品等)が含まれます。

RPMリスク・アンド・ポートフォリオ・マネジメントAB(RPM Risk and Portfolio Management AB) (以下「RPM」といいます。)は、積極運用ポートフォリオに対する投資アドバイスをを行っています。RPMは、オルタナティブ商品の運用およびリスク管理/モニタリングに特化する独立系の会社です。RPMは、1993年、スウェーデンのストックホルムに設立されました。RPMは、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)の設立当初からのメンバーであり、各種の活動を通じて貢献してきました。RPMは、欧州域内の銀行およびその他の金融機関を主要な顧客とし、2008年12月31日現在、運用総額約65億米ドル相当のマネージド・フューチャーズ(CTA)戦略およびグローバル・マクロ戦略に特化したリスク管理サービスを提供しています。7億7千万米ドル相当の資産については、マネージド・フューチャーズ戦略およびグローバル・マクロ戦略のマネージャーの選定と資産配分を通じて、ポートフォリオ構築に関するサービスを提供しています。

ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーズ・アメリカ・インク(Nomura Funds Research and Technologies America, Inc.) (以下「NFR&TA」といいます。)は、野村グループの会社であり、積極運用ポートフォリオのモニタリング等のオルタナティブ投資に特化した業務を展開しています。NFR&TAは、2001年、米国、ニューヨークに設立され、世界各国のオルタナティブ資産運用会社およびその商品の、評価、選定、情報の収集を行い、運用アドバイス、モニタリングおよびリスク管理等のサービスを行います。

二つの投資戦略

ファンドは、資産の大半を、元本確保の仕組みを有する本債券に投資します。積極運用ポートフォリオは、複数(通常5社以上)の運用者(以下「マネージャー」といいます。)で構成され、以下の投資戦略を通じて運用を行います。マネージャーは、本債券の満期に至る期間を通じて、変更または入替えの可能性があります。

(i) マネージド・フューチャーズ戦略(CTA戦略)

マネージド・フューチャーズ戦略は、通常、米国の規制機関である米国商品先物取引委員会(CFTC)への登録が義務付けられるコモディティ・トレーディング・アドバイザー(Commodity Trading Advisors)(CTA)が運用を行います。コモディティ・トレーディング・アドバイザー(CTA)は、原油、貴金属、農産物などの商品先物、株式および債券指数先物ならびに通貨等を投資対象とし、テクニカル・トレーディング戦略を用いた運用を行います。当該戦略は、運用を担当するコモディティ・トレーディング・アドバイザーにちなんでCTA戦略とも呼ばれます。

当該戦略は、移動平均や売買高などの市場のトレンドに関するテクニカル分析ならびに計量分析を駆使して、投資対象市場、投資のタイミングおよび投資金額を、システムティックに判断します。

(ii) グローバル・マクロ戦略

市場のトレンドの計量分析に基づいた投資を行うマネージド・フューチャーズ戦略とは異なり、グローバル・マクロ戦略は、トップ・ダウンのマクロ経済分析を通じて、市場の方向性を予測します。グローバル・マクロ戦略は、その名前の由来通り、世界の市場を取り巻く環境をモニタリングし、株式、債券、通貨などの伝統的資産に限らず、オルタナティブ資産も投資対象とした運用を行います。

マネージド・フューチャーズ戦略およびグローバル・マクロ戦略は、マーケット・ニュートラル戦略とは異なり、投資時点での市場の先行きに対する見通しに基づいて、市場の一定方向への動きについて一定のリスクを負

担します。従って、リスク・リターン特性は、マーケット・ニュートラル戦略に比べ、変動の大きいものとなる傾向があります。

二つの投資戦略が採用する運用手法

(i) マネージド・フューチャーズ戦略（CTA戦略）

マネージド・フューチャーズ戦略は、各種のテクニカル分析および計量分析を駆使し、市場の大きな動き（トレンド）から利益の獲得を図るトレーディング戦略です。

当該戦略には、以下の2種類の主要なリスクが伴います。

- ・ マーケットのトレンドの反転により、リターンの20%～40%が失われるリスク（ギブ・バック・ロス）
- ・ レンジ相場において、利益を確保する前にマーケットのトレンドが反転し、その繰り返しに起因して損失が生じるリスク（ウィップソウ・ロス）

リスク管理に際しては、損切りや利食いに関するリスク軽減のためのルールを設けています。

(ii) グローバル・マクロ戦略

マクロ経済分析（ファンダメンタル分析）および／または相対価値分析を駆使して市場の将来の方向性を予測し、ファンダメンタルズを注視して運用を行う戦略です。

マーケットのトレンドに従って収益の獲得を図る点ではマネージド・フューチャーズ戦略と同様ですが、ファンダメンタルズ指標が市場トレンドと合致しないような環境下で、大きな損失が生じることがあります。

マネージド・フューチャーズ戦略同様、リスク管理に際しては、損切りや利食いに関するリスク軽減のためのルールを設けています。

グローバル・マクロ戦略を併用することにより、レンジ相場や市場トレンドの反転局面においてマネージド・フューチャーズ戦略から生じたポートフォリオの損失を軽減することが可能となります。

投資プロセス

(i) 分離ポートフォリオ・シリーズGにおける投資プロセス

(a) マネージャー（運用者）の絞り込み

CTA戦略およびグローバル・マクロ戦略におけるマネージャーとなる者を特定する当初審査プロセスは、データベースや業界ネットワーク等の様々な情報源を利用して行われます。さらに、マネージャーの候補となるためには、一定の要件を満たすことを要します。その要件とは、(A)十分な運用規模を有することかつ(B)マネージド・アカウントの設定が可能であり、その意思を有すること（保有ポジションの透明性の提供）です。

(b) 投資プロセスおよび運用手法の精査（デュー・デリジェンス）

マネージャー候補者に対して定性面と定量面からデュー・デリジェンスが実施されます。このプロセスを通じて、投資プロセスや運用手法に明瞭性がなく、リスクの所在が不透明な者等、望ましくないマネージャーが除外されます。

(c) ポートフォリオ構築

ポートフォリオの構築は、投資対象になり得るマネージャーの投資プロセス／運用手法やリスクの所在を勘案し、異なる市場局面でのマネージャーの相互補完関係に着目して複数のマネージャーを組み合わせることにより行われます。ポートフォリオの構築には、ポートフォリオの運用方針や特有のニーズも勘案されます。

(d) リスク管理およびリバランス

保有ポジションの完全な開示により、マネージャーおよびポートフォリオ全体の異なる資産別（商品、通貨、エネルギー、金利、金属、株式指数）のあらゆるリスク要因を分析することができます。継続的にポートフォリオ全体の市場に対するエクスポージャー（感応度）に関連するマクロ経済・市場環境をモニタリングすることにより、ポートフォリオのマネージャーの配分を調整（リバランス）する判断を行うことがあります。

(e) リスク管理およびモニタリング

RPMは、リスク管理のため、各マネージャーの個々のポジション・データをすべてプライム／クリアリング・ブローカー経由で入手し、それらのデータを外部マーケット情報と共に内部開発システムに取り込み、ポートフォリオのリスクおよび価値をそれぞれ算出し、評価します。このような評価をもとにして、RPMは内部ガイドラインに沿ったリスク管理が確実に行われることを目指し、各顧客に対するレポートを作成します。

(ii) 連動先証券発行会社における投資プロセス

- (a) 当初株式発行日に、投資運用会社は、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに関して、連動先証券発行会社のために、当該日に発行されたクラスXVII普通株式の発行手取金の一部を、クラスG普通株式に対し分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの勘定で投資しました。この投資額は、かかる発行手取金総額の70%から90%の間の額（または投資運用会社および連動先証券発行会社間において合意されるその他の額）となることが想定されていました。クラスG普通株式への投資額は、当初株式発行日に投資運用会社により連動先証券発行会社に対し確認されました。
- (b) 連動先証券発行会社のリスク管理会社（以下「リスク管理会社」といいます。）たるRPMは、各連動先証券発

行会社の営業日に、連動先証券発行会社の前営業日の営業終了時において上方修正事由または下方修正事由があるか否かを判断します。

リスク管理会社が連動先証券発行会社の5営業日間続いて上方修正事由があると判断した場合、リスク管理会社は、相応の努力をもって、連動先証券発行会社の5連続営業日目の連動先証券発行会社の翌営業日の14時（アムステルダム時間）までに、かかる判断を投資運用会社およびCACEISバンク・ルクセンブルグ（以下「連動先証券発行会社事務管理会社」といいます。）に対し通知するものとします。かかる判断の通知を受けた上で、投資運用会社は、連動先証券発行会社の同営業日に、クラスG普通株式につき該当する株式数に係る申込書を提出して、上方修正額に相当する額をクラスG普通株式（1単位未満切捨て）に追加的に投資するものとします。

リスク管理会社が連動先証券発行会社の5営業日間続いて下方修正事由があると判断した場合、リスク管理会社は相応の努力をもって、連動先証券発行会社の5連続営業日目の翌営業日の14時（アムステルダム時間）までに、かかる判断を投資運用会社および連動先証券発行会社事務管理会社に対し通知するものとします。その判断の通知を受けた上で、投資運用会社は、連動先証券発行会社の同営業日にロベコ・マルチ・マーケットSPCに償還請求を提出して、クラスG普通株式（1単位未満切上げ）への投資から下方修正額に相当する額を換金するものとします。

- (c) ある時点においてV a Rが10%を上回った場合は、予定取引レベルの決定で用いられる当該倍数は、リスク管理会社によって決定されるV a Rが10%以下となるよう、より低い数値に下げることとします。その後、予定取引レベルの決定で用いられる当該倍数は、連動先証券発行会社の5連続営業日において、倍数の定義の表中に記載された該当倍数を用いて計算されたV a Rが10%以下となる場合にのみ表中の数値まで上げることができるものとします。
- (d) クラスXVII普通株式が豪ドル建てであるのに対し、クラスG普通株式は米ドル建てです。為替変動リスク低減のため、連動先証券発行会社は、為替先物契約（以下「為替先物契約」といいます。）を締結することができます。為替先物契約は、月次ベースでまたは必要があればより短期間で更改することが予定されています。

以下の用語は以下を意味します。

「実質保有額」とは、いつでも、当該時点において分離ポートフォリオ・シリーズXVIIがクラスG普通株式に投資している実際の額（豪ドル建）をいいます。

「利用可能資産」とは、いつでも、当該時点において発行されかつ投資家に取得されているすべてのクラスXVII普通株式の暫定純資産価額をいいます。

「平均参照比率」とは、連動先証券発行会社の営業日における、連動先証券発行会社の前5営業日間の営業終了時の参照比率の平均をいいます。

「カストディー口座XVII」とは、2003年7月15日付保管および主事務管理契約（随時修正され、以下「保管および主事務管理契約」といいます。）に基づき連動先証券発行会社がCACEISバンク・ルクセンブルグ（以下「連動先証券発行会社保管銀行」といいます。）に開設された口座をいいます。

「下方修正額」とは、実質保有額から予定保有額を差引いた額をいいます。

「下方修正事由」とは、いずれかの連動先証券発行会社の営業日の営業終了時において、予定保有額が(a)かかる時点の実質保有額から(b)かかる時点の保有額幅を差引いた額（ゼロを下限とします。）を下回る場合をいいます。

「保有額幅」とは、いつでも、(a)5%と(b)かかる時点の利用可能資産の積で表される値をいいます。

「暫定債券純資産価額」とは、連動先証券発行会社の営業日の営業終了時において各本債券に関して、リスク管理契約に従ってリスク管理会社によって決定される、かかる時点のクラスXVII普通株式の暫定純資産価額とかかる時点のかかる本債券の暫定ゼロ・ノート価額の和をいいます。

「暫定純資産価額」とは、クラスXVII普通株式に関して、リスク管理会社によって決定される、当該クラスXVII普通株式の純資産をいいます。

「暫定ゼロ・ノート価額」とは、いずれかの連動先証券発行会社の営業日の営業終了時において、各本債券について、(a)当該本債券の最低償還額の当該時点における現在価値および(b)当該本債券について、2011年10月28日（当日を含みます。）までに支払われるすべての固定利払額残額の当該時点における現在価値の総額をいい、いずれの場合も、計算代理人により、当該残額で本債券の満期日または固定利払額に係る利払日に相当する満期の証券で当該時点において期日が到来し支払われるべきものとなっている証券についての、発行体のファンディング・レート（ビッド・サイド）を考慮して決定されるところによります。

「当初株式発行日」とは、クラスXVII普通株式の発行の日をいい、発行日と同日とします。

「最大取引レベル」とは、いつでも、(a)かかる時点の各本債券の暫定債券純資産価額および(b)その時点で発行されかつ投資家に取得されているクラスXVII普通株式の株式数の積に相当する額をいいます。

「倍数」とは、いつでも、下記の表に従って決定された当該倍数をいい、上記段落(c)の修正に従います。

条件	倍数
----	----

平均参照比率<15%	0.7
15%≤平均参照比率<35%	0.8
35%≤平均参照比率	0.9

「参照比率」とは、連動先証券発行会社の営業日の営業終了時において、(a)かかる時点の利用可能資産を(b)(i)本債券の当初名目額面と(ii)かかる時点で発行されかつ投資家に取得されているクラスXVII普通株式の株式数の積で除した額をいいます。

「予定保有額」とは、いつでも、かかる時点の予定取引レベルを、かかる時点の当該分離ポートフォリオ・シリーズG倍数で除した額をいい、当該時点の利用可能資産相当額を最大値とします。

「予定取引レベル」とは、いつでも、(a)かかる時点における最大取引レベルの時価と、(b)(i)かかる時点における当該倍数、(ii)分離ポートフォリオ・シリーズG倍数および(iii)かかる時点における利用可能資産の積に等しい額のうち、小さい方をいいます。

「分離ポートフォリオ・シリーズG倍数」とは、つねに3です。

「取引レベル」とは、連動先証券発行会社の各営業日の営業終了時において、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIにつき、実質保有額に分離ポートフォリオ・シリーズG倍数を乗じた額とします。

「上方修正額」とは、(a)予定保有額から実質保有額を差引いた額および(b)かかる時点のカストディー口座XVIIの残額のうち少ない方に等しい額とします。

「上方修正事由」とは、連動先証券発行会社の営業日の営業終了時において、かかる時点の予定保有額が(a)かかる時点の実質保有額と(b)かかる時点の保有額幅の和を上回る場合をいいます。

「VaR」とは、ヒストリカル・シミュレーション・メソッドに基づいてリスク管理会社により決定されるバリュエーション・アット・リスクをいいます。この方法は、各市場の実際の終値を用いて分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの連動先証券発行会社の直近30営業日間の推移を再現したものです。この計算において分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに保有される様々な証券の間の最近の相関関係が内在的に考慮されており、2標準偏差値点での数値が表示されます。これは、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの総価値に対する割合で表示されます。

トレーディング証券発行会社および分離ポートフォリオ・シリーズG

分離ポートフォリオ・シリーズGは、投資運用会社が運用を担当し、RPMが、投資アドバイザーに任命されています。NFR&TAは、分離ポートフォリオ・シリーズGの投資モニターを務めます。

決済ブローカー

トレーディング証券発行会社は、取引口座開設契約（以下「取引口座開設契約」といいます。）に基づき、レフコ・オーバーシーズ・リミテッド（Refco Overseas Limited）（以下「ROL」といいます。）およびレフコ・キャピタル・マーケット・リミテッド（Refco Capital Markets, Ltd.）（以下「RCML」といいます。）を、決済ブローカーとして任命しています。ROLは、大部分の主要なデリバティブ取引所において仲介業務および決済業務を提供する上場デリバティブ、金融先物および株式の国際的なブローカーであり、レフコ・グループ・リミテッド（Refco Group Ltd, LLC）（以下「レフコグループ」といいます。）の間接的な、全額出資ですが独立運営されている子会社です。ROLは、英国の金融サービス局の規制を受けています。RCMLは、独立した法的主体であり、レフコグループの関連会社です。RCMLは、ROLの現金外国為替事業におけるブローカーとして従事します。RCMLは直物および先渡為替取引ならびにこれらに関連するオプション取引のインターバンク市場における直接参加者です。かかる資格において、RCMLは、インターバンク市場の他の参加者との直接取引を通じて顧客のために外国為替売買を行います。

ROLおよびRCMLは、取引口座開設契約に基づき、その要項に従い、分離ポートフォリオ・シリーズGに関して一定の取引、決済、ポジションのモニタリングおよび事務管理業務をトレーディング証券発行会社に提供します。さらに、取引口座開設契約の条項に従い、数個の信用取引口座（以下「取引口座G」といいます。）が保有されます。ROLおよびRCMLは、取引口座Gにおけるトレーディング証券発行会社のポジションについての一切の情報を、RPMおよびCACEISバンク・ルクセンブルグ（以下「トレーディング証券発行会社事務管理会社」といいます。）に対し毎日提供するものとします。

トレーディング証券発行会社は、ROLおよびRCMLと有限責任証書を締結し、それに従いROLおよびRCMLは、分離ポートフォリオ・シリーズGの資産以外に、トレーディング証券発行会社に対しさらに請求する権利を一切有さないことに同意しています。

<ファンドの特色>

ファンドは、ラボバンク・ネダーランドが発行する元本確保型債券に投資することにより、償還時の豪ドル建元本の確保を図りつつ信託財産の成長を目指します。

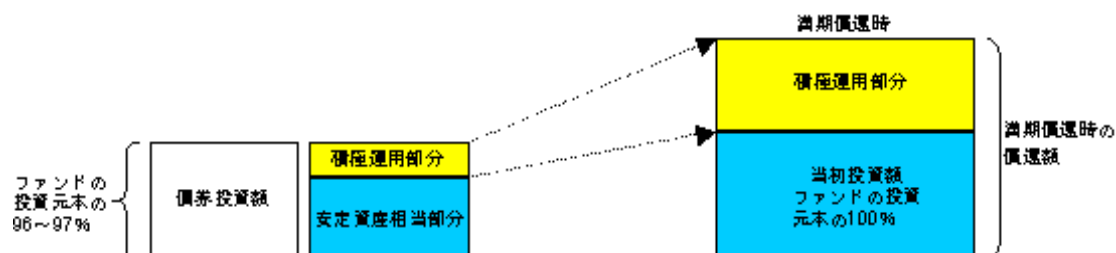
1. 2つの投資戦略（マネージド・フューチャーズ戦略、グローバル・マクロ戦略）を採用する複数の運用マネージャーを組み合わせることにより、絶対収益（注）を追求します。

（注）絶対収益とは、ベンチマークに対する相対的な超過収益ではなく投資元本に対する収益を指します。

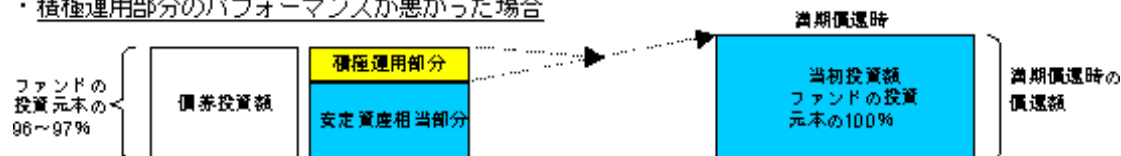
2. 2つの機能（安定資産相当部分と積極運用部分）を持つことにより、償還時の豪ドル建での元本確保を図りつつ、信託財産の成長を目指します。
3. A A A 格金融機関（ラボバンク・ネダーランド）発行の債券に投資することにより、約6年後の償還時の豪ドル建での元本確保を図ります。
4. 「投資運用会社」、「RPM」、「NFR&TA」の3社が、それぞれ管理・運用・モニタリングを行います。

<満期償還時のイメージ図>

・積極運用部分のパフォーマンスが良かった場合



・積極運用部分のパフォーマンスが悪かった場合



(注) ファンドは、債券に投資しますので、債券の発行体の財務状況等によっては、償還時に元本が確保されない可能性があります。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項をご参照下さい。

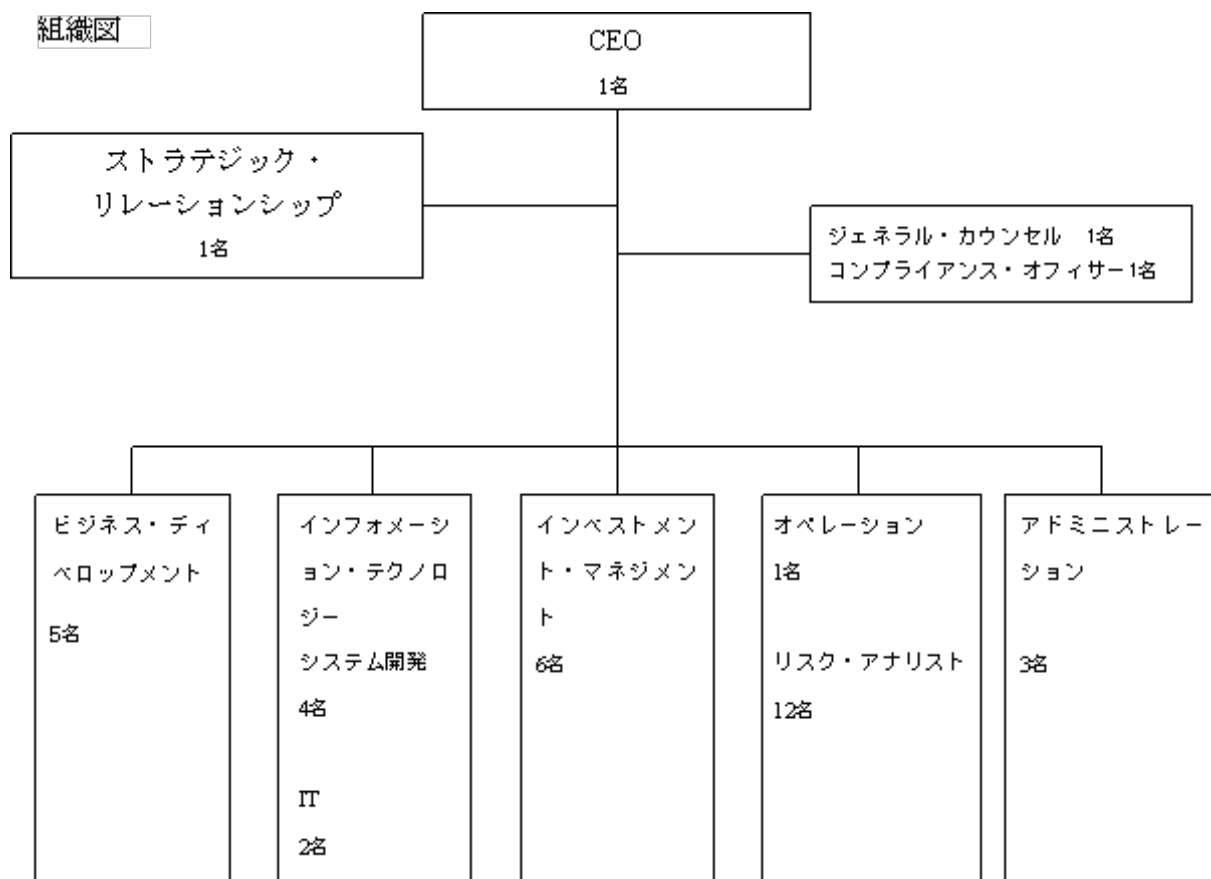
(3) 【運用体制】

受託会社は、ファンドのため、また、ファンドに代わり、投資判断を行います。投資にあたっては、管理会社が決定する投資制限に従います。

ファンドは、その資産の大部分を本債券に投資します。参照ポートフォリオおよび積極運用ポートフォリオの投資運用会社としてのロベコ・インスティテューショナル・アセット・マネジメントB. V. は、安定資産相当部分の計算および参照ポートフォリオの運用を含むポートフォリオ管理を行います。積極運用ポートフォリオの投資アドバイザーであるRPMは、投資された各マネージャーから詳細なデータを入手し、リスク管理を行い、ポートフォリオの構築を行います。

投資運用会社は積極運用部分と安定資産部分の配分管理を行い、実際の積極運用部分の運用はRPMが行っています。以下、RPMの体制につき、記載します。

1. RPMの組織



2. RPMのマネージャー選択プロセスおよびデュー・デリジェンス

運用は投資委員会を頂点とする、投資運用チームによって行われます。

(i) 投資委員会

RPMは、ポートフォリオ配分を承認し、その他資産運用に関連する決定を行うため、投資委員会を設定しました。

・投資委員会は、以下の事項を決定します。

(イ) 戦略的アロケーションを含むRPMのモデルポートフォリオ^(注)の変更

(ロ) 投資対象プログラムの項目の追加および削除

(ハ) 取引口座の開設または関連取引の費用計算

(注) 「モデルポートフォリオ」とは、RPMの運用見通しや戦略見通し等を反映させたベストシナリオをもとにして、RPMが採用している個別マネージャーの運用プログラムで構成された想定ポートフォリオです。

・すべての投資決定は、6名の構成メンバーからなる投資委員会において決定されます。

・投資委員会は以下の議題について毎週開催されます。

(イ) 市場動向

(ロ) 最近の商品およびマネージャーの運用成績

(ハ) ポートフォリオおよびマネージャーの問題点

(ニ) 現在進行中のデュー・デリジェンス

・これらの議題は、投資運用チームにより準備され決定されます。

・投資委員会は、投資運用チームのため、知識と経験を提供します。

(ii) 投資運用チーム

投資運用チームの業務は以下の3つの明確なプロセスで執り行われます。

①モデルポートフォリオ

モデルポートフォリオ決定のため、モデルポートフォリオにおけるすべての変更の詳細な背景および論理的根拠を含む資料を準備します。現在、当該資料は以下の項目を含みます。

(イ) 戦略見通し

(ロ) 市場見通し

(ハ) マネージャー見解

(二) 追加チェック事項

(ホ) 結論および提案されたアロケーション

② マネージャー・アロケーション

モデルポートフォリオを参考とした、積極運用ポートフォリオの構築（個々のマネージャーへのアロケーションの決定）

- ・ 個々のマネージャーへのアロケーションは、モデルポートフォリオとの可能な限り類似性を保つように決定されます。

積極運用ポートフォリオのリバランス

- ・ 個々のマネージャーについての投資制限は投資運用チームによって毎日モニタリングされます。
- ・ 通常、アロケーションはマネージャーが目標値から20%乖離した場合、調整されます。
- ・ リバランスは通常、月末にのみ変更されます。例外として、申込み、買戻し、リスク管理、または戦略的アロケーションを含みます。
- ・ 個々のマネージャーへのリバランスは、モデルポートフォリオとの可能な限り類似性を保つように決定されます。
- ・ RPMは、さまざまな方法（利益相関、ポジションや取引スタイルの類似性等）を用いてマネージャー毎の類似性を検証します。

③ リサーチおよびデュー・デリジェンス

投資委員会または投資運用チーム主導で導入されたリサーチ・プロジェクトの実行

リサーチ・プロジェクト

- ・ プロジェクトはその複雑性により期間や規模が異なります。
- ・ すべてのリサーチの基準は継続的に評価され、投資決定プロセスへ見込まれる利益によって優先順序を付けられ、また優先順位を変更されます。

新規マネージャーの発掘および評価

既存マネージャーのモニタリングおよび評価

デュー・デリジェンス

- ・ RPMは、利益を得るために、トレーディング戦略へ積極的に資産配分し、その戦略を実行する最良のマネージャーを選択します。
- ・ 投資に先立ち、マネージャーは大規模なデュー・デリジェンスの手続を経ます。
- ・ RPMは、毎年5～10マネージャーに対してデュー・デリジェンスを実行します。
- ・ RPMは、投資後、意図された価値の供給を確保するため継続的にマネージャーをモニターします。

3. NFR&TAによるモニタリング

投資運用会社やRPMとは別に、ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（NFR&TA）によって積極運用ポートフォリオのモニタリングが行われます。

NFR&TAは、SECに登録された野村グループにおけるオルタナティブ投資に特化した投資顧問会社です。2001年ニューヨークにおいて設立され、オルタナティブ投資運用会社及びファンド・オブ・ヘッジファンズを含む商品の発掘、評価、モニタリング、リスク管理等の様々な投資サービスを提供しています。

2009年2月末日現在、資本金は、3,000万米ドル、従業員は24名です。

NFR&TAは、投資が投資運用会社の定めるポートフォリオ運用原則（投資ガイドライン）を遵守しているかを精査するため、積極運用ポートフォリオ投資についてモニタリングを行います。

モニタリングは、投資運用会社またはRPMが提供する情報に基づき行われ、通常投資運用会社やRPMとの間で、月次で電話等による会議を開催し、投資状況のモニタリングを実施しています。

上記は、2009年2月末日のものであり、今後変更される可能性があります。

(4) 【分配方針】

管理会社は、受益者に対し、その保有する受益証券口数に応じて、受託会社と協議の上、その単独の裁量により決定する分配を行うことができます。分配は、分配日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。なお、管理会社は、本債券につき受領した支払利息を分配せず、ファンドの報酬および費用への充当資金として使用する予定です。

(5) 【投資制限】

ファンドは、以下の投資制限に従うとともに、日本証券業協会の定める規則に従います。

- (i) 空売りの制限：空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、ファンドの純資産総額を超えてはなりません。

- (ii) 借入れの制限：借入残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行うことはできません。ただし、合併等の特別の状況または緊急の場合において、一時的にこの10%の制限を超えることがあります。
- (iii) 株式取得の制限：ファンドは、(イ)いかなる種類の株式、(ロ)出資、(ハ)株式に対する投資もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または(ニ)会社型投資信託に投資できません。
- (iv) 流動性に欠ける投資の制限：ファンドが私募有価証券、非上場有価証券または不動産等の流動性に欠ける資産に投資する場合、当該投資対象の価格の透明性を確保する方法がとられていなければなりません。
- (v) 利害関係者との取引の制限：管理会社その他受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引を行うことができません。

また、ファンドはケイマンの法令を遵守するものとし、管理会社および受託会社は、ファンドのために以下の行為をすることができません。

- (vi) 管理会社および受託会社が、ファンドのために、自らまたはその役員が取引の相手方となる取引
- (vii) 受託会社、管理会社その他ファンド以外の第三者の利益を図る目的で行う取引
- (viii) ファンドにより保有される未上場のまたは容易に換金できない投資対象の価額がファンドの純資産の15%を超える投資

本項に規定され、上記(iii)に定める主要な投資目的および方針に従い、ファンドは、株式に投資することがなく、したがって株式投資制限にかかるケイマンの法令の条項がファンドに適用されることはありません。

受託会社および管理会社は、ファンドの受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反せず、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

① リスク要因

受益証券への投資には一定のリスクが伴います。以下は、受益証券への投資に伴うすべてのリスクを網羅することを意図するものではありません。また、ファンドおよび受益者が服する課税の基準および基礎ならびに税負担に関する軽減措置は変更されることがあります。受益証券1口当たり純資産価格は、上昇することも下落することもあります。ファンドが投資目的を達成する保証または損失を回避する保証はありません。

ファンドに関する主なリスクは以下のとおりです。

i 受益証券の流動性に関するリスク

受益証券に関して、取引されている市場は存在しません。受益証券は、評価日を除いて買い戻すことができません。買戻通知の日から対応する評価日までの期間において、買戻通知をした受益者が保有する受益証券1口当たりの純資産価格下落のリスクは買戻しを請求した受益者が負うこととなります。また、買戻代金の支払は、本債券からの償還金支払の遅滞により遅延する場合があります。受益証券の買戻しは、管理会社がファンドの純資産価額の決定を停止している場合等の一定の状況において、停止されることがあります。

ii 本債券発行会社の信用性に関するリスク

ファンドが保有する投資額およびこれに対する利払いの支払請求権には担保が付されていません。本債券発行会社が債務の支払を履行しない場合、投資額がファンドに支払われないおそれがあります。その場合、受益証券の買戻しが不可能になることがあります。

ファンドは、単一の発行体により発行される債券に投資するため、多数の発行体の発行する債券に分散投資される場合に比べ、高いリスクを伴います。

さらに、ファンドが保有する本債券の価格は、本債券発行会社の関係会社である本債券の計算代理人から入手されることにも留意が必要です。

iii 外国為替レートの変動リスク

受益証券1口当たりの純資産価格は豪ドル建で計算されるため、投資家の金融資産が豪ドル以外の通貨で評価される場合、投資家は、外国為替レートの変動にさらされることになります。受益証券の1口当たりの純資産価格が豪ドルで当初投資された元本を上回る場合でも、当該受益証券1口当たりの純資産価格が投資家の通貨建においては下落していることがあります。ファンドは、豪ドル建での投資元本の確保をめざすものであり、日本円での投資元本が確保されるものではありません。

iv 早期買戻し（途中換金）のリスク

受益証券1口当たりの投資元本は、当該受益証券が満期日（ファンドの償還日と同日）まで保有され、償還日に換金される場合のみ確保されることを目標としています。受益証券1口当たりの純資産価格は、償還日までの6年間に受益証券1口当たりの豪ドル建の投資元本を下回る可能性があり、この償還日以前に買い戻される受益証券は、受益証券1口当たりの投資元本を下回る受益証券1口当たりの純資産価格で換金されることがあります。

v 純資産価格の変動リスク

ファンドの投資対象である本債券のリターンは、最終的には株式、債券および通貨等の先物・先渡契約から構成される分散型のポートフォリオに連動しています。ポートフォリオが採用する投資方針は、一般的に市場の一定方向への動きをリターンの源泉とする傾向があるため、本債券の価格およびファンドの純資産価額は市場の方向性に大きく影響される可能性があります。グローバル・マクロ戦略では、ファンダメンタル指標が市場トレンドと合致しないような環境で損失が発生する場合があります。また、マネージド・フューチャーズ戦略では、トレンドが反転した時または市場がレンジ内における動向を続ける場合、損失が発生する場合があります。

また、純資産価額は、金利の変動等の影響による本債券の値動きや本債券発行会社の経営・財務状況の変化等により変動します。かかる価格変動の規模は、証券の満期までの期間が長期であればあるほどより大きくなります。

満期日前に買戻し（途中換金）を行う場合、かかる買戻しから得られる金額は、豪ドル建の投資元本を割り込んで損失となる場合があります。

vi 独立したマネージャー

マネージャーは、互いに独立して取引を行い、場合によっては、経済効果の面で互いに相殺しあうポジションを保有する場合があります。マネージャーがこのようなポジションを現実的に保有する場合、ファンド全体としてはいかなる利益も損失も生ぜず、ただ報酬および費用を潜在的に負担することとなります。

vii 運用者1名のマネージャー

マネージャーには運用者が1名の場合もあります。かかる場合には、当該運用者が死亡し、または無能力となった場合、ファンドが損失を被ることがあります。

viii ファンド費用

投資運用会社およびその他のサービスプロバイダーに支払われる報酬は、数次にわたり支払われることがあり、ファ

ンドは、直接投資をする場合に比べて高い費用を負担することがあります。

ix 政治的リスクおよび規制上のリスク

ファンド資産の価値は、政治不安、政策および税制の変更、経済情勢、海外投資および為替の本国送金に関する制限、ならびに適用ある法令の変更等の不確定要因により影響を受けることがあります。ファンドは、投資家の投資元本を保証するものではありません。

連動先証券発行会社およびトレーディング証券発行会社（総称して「連動先証券等発行会社」といいます。）への投資に関するリスク要因

ファンドの投資対象である本債券の償還額は、連動先証券発行会社の発行するクラスXVII普通株式の償還額、ひいてはトレーディング証券発行会社の発行するクラスG普通株式の償還額に連動します（以下、連動先証券等発行会社とトレーディング証券発行会社を合わせて「連動先証券等発行会社」といいます。）。したがって、ファンドへの投資に際しては、上記のリスク要因に加え、以下の連動先証券等発行会社への投資に関するリスクにも留意する必要があります。

連動先証券等発行会社への投資は、投資運用会社および（場合により）マネージャーが用いる投資戦略に関連して一定のリスクを有します。また、連動先証券等発行会社の投資プログラムが成功するかどうかについて、一切の保証または表明はなされていません。

以下の記述は、連動先証券等発行会社への投資に関するすべての潜在リスクを網羅的に列挙することを意図するものではありません。

一般的な検討条項

連動先証券等発行会社への投資は高いリスクを伴います。また、連動先証券等発行会社はその投資目的を達成する保証は一切ありません。従って、連動先証券等発行会社への投資は、すべての投資者に適合するとはいえない可能性があります。

投資運用会社および（場合により）マネージャーは、連動先証券発行会社の投資する投資商品（以下「投資商品」といいます。）およびトレーディング証券発行会社の投資する金融商品（以下「金融商品」といい、投資商品と金融商品を総称して「投資・金融商品」といいます。）への通常の投資過程において、連動先証券等発行会社のために多様な金融商品を売買し、また、異なるリスク特性を有する多様な投資活動を行うことができます。投資運用会社および（場合により）マネージャーが実行する投資戦略には、常にある程度の、また、時に多大な市場リスクを伴います。

世界経済および地域経済に関する状況

投資活動の成功は、一般的な経済状況の影響を被ります。経済状況は、投資・金融商品の原資産に対する需要はもとより、金利の水準および変動、並びに、金融市場における投資家参加の度合いおよびタイミングに影響を及ぼすことがあります。当該市場の予期せぬ変動は、連動先証券等発行会社の業務遂行能力を損ない、また、損失を生じさせる可能性があります。投資運用会社または（場合により）マネージャーがかかる展開を予測し、このような変動を回避できるという保証はありません。

政治および規制面に関するリスク

連動先証券等発行会社の資産価値は、国際的な政治動向、政府方針の変更、税制、海外投資および通貨の国内還流に関する規制、為替の変動および投資・金融商品が投資される各国の法令の動向等の不確定要因の影響を被ります。急速な成長過程にあって、先進国市場に比べ規制の緩い市場もあります。一般的に、発展途上国市場は流動性が低いため、そのような市場における証券売買には予想以上に時間を要したり、不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。投資・金融商品の一部は、相対市場（以下「OTC市場」といいます。）で取引される商品に投資されることがあります。一般に、OTC市場での取引は、公開の取引所での取引に比べ、政府の規制や監督を受けることが少ないといえます。公開の取引所での買付けに対して付与される保護の多くは、OTC取引では利用できません。従って、公開の取引所での規制を受けないかかる資産には、より多くの損失のリスクがあります。

先物市場リスク

先物市場は他の金融市場と比べ、極めて変動が大きい市場です。先物契約の価格は、短期間のうちに大幅に変動する可能性があります。先物価格は、通商、財政、金融および為替に関する政府の管理計画および指針、気象状況、需給関係の変動、国内外の政治・経済事由、金融商品および通貨市場への政府の介入および市場参加者の心理的情動を含む多数の要因の影響を受けます。先物価格はかかる事由に迅速に反応するため、特定の先物価格のトレンドを正確に予測することが一層、困難となります。先物契約への投資には借入れを用いることが可能であり、先物市場では買持ちおよび売持ちのポジションを構築することが可能です。

金利変動

投資・金融商品およびその原資産の価格は金利変動に対する感応度が高い傾向があり、予想外の金利変動により、投資・金融商品またはその原資産の価値が当初は想定していなかった方向へ動くことがあります。

買い付けた投資・金融商品およびその原資産に金利予想が潜在する限りにおいては、金利変動によってその予想が無効となり、連動先証券等発行会社が損失の危機にさらされることがあります。

ポートフォリオ投資および選定

投資・金融商品への投資は投機的であるとみなされることがあります。連動先証券等発行会社の投資からインカム収益または値上がり益が生じることについての保証は一切ありません。投資運用会社も（場合により）マネージャーも、戦略の実行が、連動先証券等発行会社のいかなるクラスの普通株式の株主に対しても損失を生じないことについて、一切、保証していません。

投資運用会社または（場合により）マネージャーは、連動先証券等発行会社の事前の承認を条件に、戦略を拡大、改訂または修正することができます。戦略の変更は、投資・金融商品の価値を減価させることがあります。

投資運用会社

連動先証券発行会社の普通株式に対する投資の成果は、連動先証券発行会社の分離ポートフォリオを運用する投資運用会社の運用能力に依存することとなります。投資運用会社の選任は、当該分離ポートフォリオの運用実績を左右することとなります。

マネージャー

トレーディング証券発行会社の分離ポートフォリオに関するマネージャーの選任が、当該分離ポートフォリオの運用成果に影響を及ぼすことがあります。

マネージャーは、通常、多数のポジションを構築することにより金融商品の種類の分散を図る投資方針を採用しますが、時によりかかる方針から逸脱し、少数の、金融商品の価値に対して相対的に大きいポジションを取ることがあります。いかなるポジションから生じた損失も、このような投資がより多数のポジションを通じて行われた場合に比べ、当該分離ポートフォリオの金融商品の価値を大幅に減じる可能性があります。

マネージャーがトレーディング証券発行会社のために先物取引を行う場合、特に先物契約について保有または管理するネットの買持ちまたは売持ちのポジションおよびオプションのポジションが、確立された投機取引制限により規制されることがあります。投機取引制限の目的上、マネージャーが保有または運用するすべての勘定が合算されることがあります。マネージャーは、先物の売買に関して、上記の制限を回避するため、かかる制限がなければ構築していたはずのポジションの規模を縮小したり、一定の先物取引を行わないことがあります。このような修正が必要とされた場合には、金融商品の運用および収益性に不利な影響が及ぶことがあります。

投資の非流動性

投資・金融商品の清算の方法およびタイミングならびにイグジット戦略は、投資・金融商品の運用実績を最大化する重要な要素です。

投資信託、先物および先渡契約、ヘッジファンドおよびその他のファンドならびに投資商品等の多様な投資について、速やかな売買または清算が困難となる場合があります。一定のクラスの投資については、市況または有価証券の譲渡に関する規制のため、売買注文の執行が常に実行できるとは限りません。また、投資の種類次第では、売却にかなり先立って通知を必要とする旨の条項が含まれている場合があります。このような投資商品の多くは仕組みが複雑であり、限られた数の市場参加者のみが売買を行っている場合が多いです。このような投資資産については取引相手方との売買を行う可能性が極めて限定されるため、売買が実現するまでに損失が生じることもあります。

取引所で行われる投資については、日中の価格の変動に制限を設ける規定により、値幅制限を行っている取引所もあります。一営業日中の取引で、値幅制限を超える価格での取引はできません。ある証券の価格が値幅制限まで上昇または下落した場合には、トレーダーが制限価格または制限の範囲内で売買を実行しようとしめない限り、かかる証券の売買は行えませんが、原資産の市場価格が制限を超えた場合にはトレーダーがそのような売買を実行しようとすることは通常ありません。取引所または政府当局は、ある取引所における取引または取引所における特定資産の取引を停止または制限することがあります。

先物契約については、先物が取引される取引所が、様々な理由で、取引所で売買される商品の取引停止または取引制限に関する権利を有するのが通例です。取引の停止は、投資運用会社（また、該当する場合、マネージャー）による取引への参加または清算を不可能とし、ひいては、連動先証券等発行会社を損失の危険に晒すことがあります。売買注文の執行は、取引所における市場動向または有価証券の譲渡制限等の理由により、常に可能であるとは限りません。同様に、取引所または政府当局が、取引所における取引、または取引所で取引される特定の有価証券またはその他の商品の取引を停止したり制限したりすることもあります。

大半の取引所は、日中の価格の変動に制限を設ける規定により、大半の先物契約価格の一営業日中の変動に制限を設けています。一営業日中の取引で、値幅制限を超える価格での取引はできません。特定の先物契約の価格が値幅制限まで上昇または下落した場合には、トレーダーが制限価格または制限の範囲内で売買を実行しようとしめない限り、かかる先物契約の売買は行えませんが、原資産の市場価格が制限を超えた場合にはトレーダーがそのような売買を実行しようとすることは通常ありません。先物価格は、時に、取引がごく僅かか全くないまま、数営業日連続で値幅制限に達することがあります。先物価格が値幅制限まで動かない場合でも、投資運用会社、また、該当する場合、マネージャーは、売買を希望する先物契約の取引が殆どない場合には、有利な価格での取引ができないことがあります。「ストップ・ロス」または「ストップ・リミット」等の逆指値注文の発注は、かかる注文の執行が市況により不可能な場合があるため、必ずしも、意図した額に損失を限定するとは限りません。

金融商品の一部は、先渡契約で構成されることがあります。先渡契約は取引所で取引されず、先渡契約取引会社を通じて執行されます。先渡契約には一営業日の値幅制限はありませんが、過去には、先渡契約取引会社が価格の提示を拒否することや、ビッド（買い気配）とオファー（売り気配）のスプレッド（格差）が異常に広いことがありました。従って、先渡契約の取引には、流動性の問題が生じることがあります。

投資運用会社、また、該当する場合、マネージャーは、登録免除の要件に従い、公開の取引所および市場における売却を通じて連動先証券等発行会社の投資資産を売却します。有価証券の大半が、私募発行を通じて取得されたことを理由に、法律による譲渡制限の対象となることがあります。

リスク分析および管理

投資・金融商品のリターン（収益率）は、投資運用会社および（場合により）マネージャーが策定したリスク特性の影響を被ります。連動先証券等発行会社が行うレバレッジの程度および投資資産の構成は、リスク管理プログラムの設計および実行に左右されます。個別のリスク特性は、市場への投資額、リスク要因および過去のトレンドの調査に基づいて算出されます。連動先証券発行会社、投資運用会社および（場合により）マネージャーがリスク管理プログラムを設計する能力が、連動先証券等発行会社の運用実績に影響を及ぼすことがあります。

破産法制

一部の法域における破産法制には、ブローカーの破産に際し、ブローカー保有のすべての資産（連動先証券等発行会社に特に関係ある投資資産を含みます。）について、分配可能な全資産が各顧客に按分される場合にのみ、返還、譲渡または分配するよう要求するものがあります。連動先証券等発行会社が採用するブローカーが破産した場合、連動先証券等発行会社は投資の全額または一部を回収できないことがあります。

営業上の損失

営業費用を賄うために必要な現金（連動先証券等発行会社の月次の運用報酬、事務管理手数料、保管代行手数料およびその他の手数料および費用を含みます。）が、資産から生み出された収益を超える場合があります。かかる状況では、差額を資本から支払う必要に迫られ、その結果、連動先証券等発行会社の価値が減価すると同時に収益性に影響が及ぶことがあります。

純資産価額の算出

連動先証券等発行会社の普通株式の純資産価額の算出は、連動先証券等発行会社の投資資産の入手可能な最も直近の価値に基づいて算出されます。投資資産の評価は、クラスXVII目論見書、クラスG目論見書、関連する追補目論見書および連動先証券等発行会社の定款に記載された条件に従って行われます。株式の償還日から関連する償還価格の支払日までの間に純資産価額が変動することがあります。

償還の限定の可能性

連動先証券等発行会社の普通株式が取引される市場はなく、かかる市場が形成される予定もありません。従って、連動先証券等発行会社への投資は、かかる投資を維持する経済的な余裕があり、また、投資の全額または大半の損失に耐えられる投資家によってのみ検討されるべきです。償還の権利が限定され、また、連動先証券等発行会社の普通株式が取引不能であるという事実を鑑み、連動先証券等発行会社への投資は、高いリスクを伴う非流動的な投資であると理解されるべきです。さらに、連動先証券等発行会社は、流動性の限定された資産に投資することがあるため、償還請求を満たすための十分な資金を合理的かつ適時に投資から回収することが不可能であるものと連動先証券等発行会社の取締役がその裁量で判断する場合には、普通株式の償還（一部償還を含みます。）が延期される場合があります。

連動先証券等発行会社の普通株式のあるクラスの償還価格は、当該クラスに帰属する資産価値に連動することがあり、従って、投資者が償還請求した普通株式の償還価格は、取得日および償還日間の当該クラスの前資産の増価または減価によって取得価格を上回ることもあれば下回ることもあること、また、連動先証券等発行会社の当該クラスの普通株式に対して宣言され支払われた分配金の影響を受けることが認識されるべきです。

流通市場の欠如

現時点では、連動先証券等発行会社の普通株式の公開市場は存在せず、また、いずれの普通株式についても、流通市場が形成される予定はありません。普通株式は、いかなる法域の証券法の下においても、公募認可のための登録がなされていません。活発な流通市場が存在しないため、投資者による普通株式の売却は、償還日における償還を通じてのみ可能であり、クラスXVII目論見書、クラスG目論見書、関連する追補目論見書および連動先証券等発行会社の定款に明記された制約に拘束されることとなります。償還通知日から償還日までの期間中に、償還されるクラスの普通株式の前資産の純資産価額が減価し、従って償還価格が減価するリスクは、償還を請求する株主が負担することとなります。さらに、連動先証券等発行会社の取締役は、償還の一時停止および強制償還の権限を有します。

運用実績に関する情報

市況および取引手法は、常に変化しています。マネージャーまたは投資運用会社の実績または過去の優れた実績は、将来の収益見通しとは、まったく関連していない場合があります。

規制の欠如

連動先証券等発行会社は、現在および将来において、証券機関または政府当局に登録せず、これらの規制を受けません。

従って、かかる登録および規制がもたらす恩恵は、連動先証券等発行会社に適用されず、株主がこれを利用することはできません。

独立（社外）代理人の欠如

連動先証券等発行会社の設立に関しては、弁護士、会計士およびその他の専門家の助言を得てきました。かかる専門家は連動先証券等発行会社に対してのみ説明責任を有し、株主に対しては有しません。

利益相反

連動先証券等発行会社の業務の仕組みおよび運営には、利益相反が生じる可能性があります。すなわち、投資運用会社、マネージャー、管理事務代行会社、保管会社およびその他の役務提供者は、他の投資活動に関わることがあり、同様の役務をその他の会社またはファンドに提供することにより、連動先証券等発行会社との利益相反を生じることがあります。従って、役務提供者のいずれもが、業務遂行の過程において、連動先証券等発行会社との間の潜在的な利益相反の可能性を有することがあります。連動先証券等発行会社に関して利益相反が生じた場合、連動先証券等発行会社の取締役は、公正な方法での解決が図られるよう努めるものとします。

各役務提供者は、かかる事由に関し、連動先証券等発行会社の定款および／または各自が当事者であるかもしくは連動先証券等発行会社との関連で何らかの義務を負う契約の下での各自の義務に、常に注意を払うものとします。役務提供者は、かかる利益相反に対し、公正かつ公平な方法での解決が確保されるよう、各自、努めるものとします。

連動先証券等発行会社の取締役は、全ての利益相反に対し、公正かつ公平な方法での解決が確保されるよう努めるものとします。

連動先証券等発行会社の取締役、投資運用会社およびその他の役務提供者、または関係者もしくは関連法人は、適用法令の遵守を条件に、いずれの普通株式についても直接的または間接的な権益を有し、または、かかる権益を処分する可能性があります。当該クラスの他の投資者より有利な条件を適用されることはありません。

上記のリスク要因に加え、クラスXVII普通株式に関しては、以下のリスクが伴います。

一般的な検討条項

投資者は、分離ポートフォリオ・シリーズXVII中の連動先証券発行会社の全資産が、(a)豪ドル建てであるクラスXVII普通株式と米ドル建てであるクラスG普通株式間の為替変動リスクを低減するために連動先証券発行会社が締結した為替先物契約上の義務の履行、および(b)クラスG普通株式への投資に充当されることを認識すべきです。分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの資産のうち、クラスG普通株式に投資されない資産は、キャッシュで保有されます。

クラスG普通株式は、信用取引口座を通じ、先渡および先物契約を締結します。従って、クラスG普通株式への投資は、全ての投資者に適したものととはならないことがあります。先渡および先物契約に関する追加的なリスクについては、上記を参照ください。

クラスG普通株式への投資は、分離ポートフォリオXVIIを為替リスクにさらします。かかるリスクは、為替先物契約を締結することにより回避することが企図されていますが、為替先物契約により、かかるリスクを完全には回避できない可能性があります。したがって、クラスXVII普通株式への投資者は、随時、為替変動リスクにさらされることがあります。

信用取引を通じたレバレッジ投資

信用取引に関する追加的なリスクについては、上記を参照ください。

クラスXVII普通株式の発行

クラスXVII普通株式の株主が取得し保有するクラスXVII普通株式の株式数は、随時、債券発行会社が発行し、債券発行会社または取引会社が実質上保有しないロペコ・ダイバースファイド・インカム・ボンドOct 05/11（豪ドル建）の数（以下「予定投資数」といいます。）と同数となることを、連動先証券発行会社は想定していますが、常にそうであるという保証はありません。クラスXVII普通株式の株主が取得し保有するクラスXVII普通株式の株式数が、「予定投資数」を上回ったり下回ったりする場合には、クラスXVII普通株式の取引価格の水準および各クラスXVII普通株式に帰属する固定費用の金額に影響が及ぶ可能性があることを投資者は認識すべきです。

上記のリスク要因に加え、クラスG普通株式に関しては、さらに以下のリスクが伴います。

一般的な検討条項

トレーディング証券発行会社が分離ポートフォリオGに関して行う投資の大半が、信用取引口座を通じた先渡および先物契約に対してなされるため、クラスG普通株式への投資は、すべての投資家に適したものととはならないことがあります。

信用取引を通じたレバレッジ投資

分離ポートフォリオGに関するトレーディング証券発行会社の投資は、信用取引口座を通じて行われます。その結果、比較的小幅の価格変動が、かかる投資資産の大幅な減価につながる可能性があります。トレーディング証券発行会社は、当初預託した証拠金の全額のみならず、クリアリング・ブローカーに差し入れた追加証拠金をも失う可能性があります。トレーディング証券発行会社は、関連する金融商品の価格の変動に際して最低証拠金を維持するため、多額の追加証拠金を要求するクリアリング・ブローカーからの緊急通告を受けることがあります。所定の期間内に追加証拠金が差し入れられない

場合には、当該金融商品への投資が清算されて損失が発生することがあり、トレーディング証券発行会社が損失の責任を負うこととなります。しかし手元資金に対する証拠金の比率のみで表されたレバレッジは、必ずしも、すべての場合において、リスクを正しく反映するわけではありません。例えば、一時的な価格の歪みに乗じて利益を追求しようとする裁定取引の場合には、取引の両側に証拠金の預託が要求されることから高いレバレッジが示唆されるものの、高い相関性を有し、互いに相殺する二つの金融資産の取得に際して負担する実際のリスクは比較的低いものとなります。

取引活動

分離ポートフォリオGの資産が大幅に減少した場合、当該ポートフォリオの取引活動は鈍化することとなります。取引活動の維持に十分な資産が分離ポートフォリオGに存在しない場合には、当該ポートフォリオの資産が一定の水準に増加するまでの期間、トレーディング証券発行会社は、分離ポートフォリオGのトレーディング勘定の一部または全ての取引を停止することがあります。

分散

分離ポートフォリオGのトレーディング勘定は、（複数の）異なるマネージャーにより運用されますが、かかるマネージャーが創出したリターン間に相関関係が認められることがあります。

② リスク管理

ファンドは、その資産の大部分を本債券に投資します。参照ポートフォリオおよび積極運用ポートフォリオの投資運用会社としてのロベコ・インスティテューショナル・アセット・マネジメントB. V. は、安定資産相当部分の計算および参照ポートフォリオの運用を含むポートフォリオ管理を行います。積極運用ポートフォリオの投資アドバイザーであるRPMは、投資された各マネージャーから詳細なデータを入手し、リスク管理を行い、ポートフォリオの構築を行います。NFR&TAは、積極運用ポートフォリオによる投資が投資運用会社の定めるポートフォリオ運用原則（投資ガイドライン）を遵守しているかを吟味する目的で、積極運用ポートフォリオの投資のモニタリングを行います。かかるモニタリングは、投資運用会社またはRPMが提供する情報に基づき行われます。

上記は、2009年2月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

② 日本国内における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

（i）管理報酬等

管理会社は、管理会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.01%（年率）に相当する報酬を、豪ドル建で、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。

2008年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は9,372豪ドルでした。

受託会社は、受託会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.01%（年率）に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、豪ドル建で、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。2008年10月31日に終了した会計年度中の受託報酬は9,372豪ドルでした。

保管受託銀行は、保管受託銀行としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.06%（年率）に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、豪ドル建で、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。なお、保管受託銀行は、いつでも保管人または副保管人を指名することができます。ただし、保管受託銀行は受託会社に対して保管契約上の義務を履行するものとし、その報酬および費用がファンドの資産から支払われます。

2008年10月31日に終了した会計年度中の保管報酬は56,636豪ドルでした。

事務代行会社は、事務代行会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日において発行済みである受益証券口数を乗じた額の0.07%（年率）に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、豪ドル建で、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。

2008年10月31日に終了した会計年度中の事務代行報酬は65,597豪ドルでした。

代行協会員は、代行協会員としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.35%（年率）以下に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、豪ドル建で、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。

2008年10月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は327,990豪ドルでした。

受託会社、管理会社、保管受託銀行、事務代行会社および代行協会員の報酬は、ファンドの資産から、2011年9月30日（同日を含みます。）まで支払われるものとします（ただし、ファンドが信託証書の条項に従い早期に終了する場合を除きます。）。

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、該当する当事者により、または該当する当事者に代わり支払われた設立費用をファンドの資産から払い戻すものとし、かかる費用は、１年以内の期間で償却されました。

すべての固定費用（監査報酬、弁護士報酬、登録料および日本の法律上の報告書のための手数料を含みますが、これらに限りません。）は、払込日に受領された申込手取金総額の中から引当てられる準備金から支払われます。かかる準備金は、最初の評価日に計算される純資産価額に計上されました。

上記の費用に加え、本債券のストラクチャーに伴う経費があり、それらすべてが本債券の価額に反映されていることに留意する必要があります。これらの経費は、連動先証券発行会社およびトレーディング証券発行会社の年間経費合計（報酬、運営費用および募集費用を含みますが、これらに限りません。）から構成されます。

下記の報酬は、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIのために記録される資産および／または勘定から支払われます。

分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに関して投資運用会社に支払われる毎月の運用報酬は、(a)(i)0.5%、(ii)前報酬支払日の営業終了時（または最初の運用報酬に関しては当初株式発行日の営業終了時）の公式本債券純資産額、(iii)前報酬支払日の営業終了時（または最初の運用報酬に関しては当初株式発行日の営業終了時）に発行されかつ投資家に取得されたクラスXVII普通株式の株式数、および(iv)前報酬支払日（または最初の運用報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの実日数の積を、(b)360で除した額とします。

分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに関して連動先証券発行会社の事務管理会社に支払われる毎月の事務管理報酬は、2,000ユーロに、(a)(i)0.04%、(ii)前報酬支払日（または最初の事務管理報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの純資産価額合計の平均および(iii)前報酬支払日（または最初の事務管理報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの実日数の積を、(b)360で除した額を加えた額とします。

分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに関して連動先証券発行会社保管銀行に支払われる毎月の保管報酬は、(a)(i)0.01%、(ii)前報酬支払日（または最初の保管報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの純資産価額合計の平均および(iii)前報酬支払日（または最初の保管報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの実日数の積を、(b)360で除した額とします。

連動先証券発行会社は、リスク管理会社に対し、月毎の報酬（以下「リスク管理報酬」といいます。）として、(a)(i)0.10%、(ii)前報酬支払日（または最初のリスク管理報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの純資産価額合計の平均および(iii)前報酬支払日（または最初のリスク管理報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの実日数の積を、(b)360で除した額を支払います。

下記の報酬は、分離ポートフォリオ・シリーズGのために記録される資産および／または勘定から支払われます。

分離ポートフォリオ・シリーズGに関して投資運用会社に支払われる毎月の運用報酬は、(1)(i)前報酬支払日（または最初の運用報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの分離ポートフォリオ・シリーズGの平均取引レベル（以下に定義します。）の内、最初の200,000,000米ドルに関して平均取引レベルの最大1.25%に、当該平均取引レベルが200,000,000米ドルを超過する額の最大0.84%を加えた額と、(ii)前報酬支払日（または最初の運用報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの実日数の積を、(2)360で除した額とします。

運用報酬に加えて、報酬支払日において、分離ポートフォリオ・シリーズGに新取引利益純額が存在する場合、取引会社は、投資運用会社に対し成功報酬も支払います。かかる成功報酬は新取引利益純額（もしあれば）の10%に等しい額とし、すべてのクラスG普通株式の償還まで、該当する報酬支払日に後払いされます。

「取引レベル」とは、分離ポートフォリオ・シリーズGに関連して、営業日において、分離ポートフォリオ・シリーズG倍数に当該日に分離ポートフォリオ・シリーズGに保有されるトレーディング証券発行会社の総資産を乗じた額とします。

分離ポートフォリオ・シリーズGに関してトレーディング証券発行会社事務管理会社に支払われる毎月の事務管理報酬は、3,500ユーロに、(1)(i)0.07%（保管および主事務管理契約に記載されたとおり、分離ポートフォリオ・シリーズGにおける資産が増加した場合、減少されます。）、(ii)前報酬支払日（または最初の事務管理報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの期間の分離ポートフォリオ・シリーズGの純資産額合計の平均および(iii)前報酬支払日（または最初の事務管理報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの実日数の積を、(2)360で除した額とします。

分離ポートフォリオ・シリーズGに関してトレーディング証券発行会社の保管会社であるCACEISバンク・ルクセンブルグに支払われる毎月の保管報酬は、(1)(i)0.02%、(ii)前報酬支払日（または最初の保管報酬に関しては当初

株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの期間の分離ポートフォリオ・シリーズGの純資産額合計の平均および(iii)前報酬支払日（または最初の保管報酬に関しては当初株式発行日）（それぞれ同日を含みます。）から当該報酬支払日（同日を除きます。）までの実日数の積を、(2)360で除した額とします。

トレーディング証券発行会社はROLおよびRCMLに対し、取引口座Gを通して行われた各取引について取引手数料を支払います。かかる取引手数料は、当該各取引の実施時に取引口座Gから支払われます。各マネージャーは、運用報酬およびハイ・ウォーター・マーク方式による成功報酬の支払を受けます。

2008年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は0豪ドルでした。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。受益者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきです。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上公募外国公社債投資信託として取扱われます。従って、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含みます。以下同じです。）については、分離課税となり、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。
- (4) 法人の益金不算入の適用は認められません。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- (6) 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

（Ｂ）ケイマン諸島

ファンドは、ケイマン諸島の総督から、信託法（2007年改訂済）第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受けるため申し入れ、これを受領しました。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2009年2月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
債券	オランダ	90,037,205	99.76
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		217,559	0.24
合計 (純資産総額)		90,254,764 (5,701百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年2月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (豪ドル)	簿価 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資 比率 (%)
1	Robeco Diversified Income Bonds Oct 05/11 0.50%	オランダ	債券	0.50	2011年10月28日	70,190,000	67,733,350	90,037,205	99.76

②【投資不動産物件】

該当事項はありません（2009年2月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2009年2月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度および2009年２月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第１会計年度末 (2006年10月末日)	221,420	13,987	95.67	6,043
第２会計年度末 (2007年10月末日)	117,168	7,402	101.57	6,416
第３会計年度末 (2008年10月末日)	89,221	5,636	118.90	7,511
2008年３月末日	108,181	6,834	107.49	6,790
４月末日	104,189	6,582	105.89	6,689
５月末日	100,107	6,324	107.33	6,780
６月末日	98,212	6,204	109.39	6,910
７月末日	92,607	5,850	109.04	6,888
８月末日	88,034	5,561	109.10	6,892
９月末日	85,020	5,371	111.81	7,063
10月末日	89,221	5,636	118.90	7,511
11月末日	91,504	5,780	124.07	7,838
12月末日	91,492	5,780	127.89	8,079
2009年１月末日	92,777	5,861	130.99	8,275
２月末日	90,255	5,701	128.59	8,123

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第１会計年度 (2005年10月21日－2006年10月末日)	－4.33%
第２会計年度 (2006年11月１日－2007年10月末日)	6.17%
第３会計年度 (2007年11月１日－2008年10月末日)	17.06%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の１口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該会計年度末の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格

＊第１会計年度の場合は、

a＝2006年10月末日の１口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当初発行価格（100豪ドル）

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、いつでも（アメリカ合衆国以外で）受益者集会を招集することができます。受託会社は、管理会社または合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から書面による要請があった場合、かかる受益者集会を招集しなければならない、受益者集会が招集される場合には、受益者は、15日以上前に招集通知を受領します。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。受益者は、各ファンド証券毎に1議決権を有します。受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および、制限付例外がありますがケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

1991年7月8日 管理会社設立
2005年8月16日 信託証書締結
2005年10月12日 日本におけるファンド証券の募集開始
2005年10月26日 ファンドの運用開始

2【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2007年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき定められた一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」といいます。）により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

3【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法および本規則に基づき規制されています。従って、ファンド（および受託会社）は、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければなりません。規制された投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けていま

す。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

買戻請求

受益者は、英文目論見書に添付されたまたは受託会社が管理会社と協議の上で随時承認するその他の書式による買戻通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買い戻すよう請求することができます。各買戻通知は、100口または管理会社はその裁量により決定するその他の口数の倍数単位で行われるものとします。

受益証券は、通常、各評価日（以下に定義します。）に買い戻すことができます。最終評価日は、2011年9月30日です。買戻通知は、原則として、関連する評価日が含まれる月の1暦日目に開始し当該月の16暦日目（両日を含みます。）に終了する期間中に事務代行会社に到達しなければなりません。ただし、当該月の16暦日目が営業日でない場合、当該期間は翌営業日に終了します。受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する評価日におけるファンドの純資産価額を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して計算されます。事務代行会社は、原則として関連する評価日が含まれる月の翌月の15暦日目に、各評価日時点における受益証券1口当たりの純資産価格を計算します。ただし、当該月の15暦日目が営業日でない場合、当該純資産価格は、15暦日目の前営業日に計算されます。

上記にかかわらず、管理会社および受託会社は、自らの意見によれば、当該買戻しがその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒否することができます。かかる拒否（もしあれば）は、書面にて同意される追加手続をもって当該受益者に対して直ちに通知されます。

「評価日」とは、毎月の最終暦日、または受託会社および管理会社が随時別途決定するその他の日をいいます。

純資産価額の決定が下記のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価額の決定がかかるように停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されるものとします。

買戻しに関する送金は、本債券に関する買戻代金に相当する金銭が当該受益証券の買戻しの資金に充当するために受領されることを前提として、豪ドル建てで電信送金されるものとし、計算日または管理会社が決定するその他の日から5営業日以内に送金される予定です（ただし、当該日がオーストラリアのメルボルンにおける銀行の営業日でない場合、支払はメルボルンにおける翌銀行営業日とします）。管理会社は、純資産価額の計算停止期間中、買戻代金の支払を遅延することができます。

強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、またはかかる保有によりファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を管理会社が受託会社と協議の上で決定した場合、または管理会社が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社に提供するように指示することができます。上記が満たされない場合、受託会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。強制的に買い戻された各受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定される受益証券1口当たりの純資産価格に相当するものとします。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、各評価日に買い戻すことができます。最終評価日は、2011年9月30日です。買戻通知は、原則として、関連する評価日が含まれる月の1暦日目に開始し当該月の16暦日目（両日を含みます。）に終了する期間中に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、当該月の16暦日目が日本の販売会社の営業日でない場合、当該期間は日本の販売会社の翌営業日に終了します。午後3時（日本の販売会社の半日営業日を除きます。）までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは100口を単位とします。受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する評価日におけるファンドの純資産価額を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して計算されるものとします。事務代行会社は、原則として関連する評価日が含まれる月の翌月の15暦日目に、各評価日時点における受益証券1口当たりの純資産価格を計算するものとします。ただし、当該月の15暦日目が営業日でない場合、当該純資産価格は、15暦日目の前営業日に計算されるものとします。買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて原則として円貨で支払われます。豪ドルと円貨との換算は日本における販売会社が注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによります。また、販売会社が応

じ得る場合は、豪ドルで支払われるものとします。評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

日本における買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4営業日目から行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 純資産価額の計算

受益証券1口当たりの純資産価格は、その総資産から総負債を差し引いた額であるファンドの純資産価額を、発行済受益証券総数で除して計算されます。事務代行会社は、原則として関連する評価日が含まれる月の翌月の15暦日目に、各評価日時点における受益証券1口当たりの純資産価格を計算するものとします。ただし、当該月の15暦日目が営業日でない場合、純資産価額は、15暦日目の前営業日に計算されるものとします。純資産価額の決定は、事務代行会社により、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って行われます。

「評価日」とは、各月の最終暦日、または受託会社および管理会社が他に随時決定するその他の日です。「営業日」とは、ルクセンブルグの銀行ならびに日本の販売会社が営業を行っている日（毎年12月24日を除きます。）、または受託会社が管理会社と協議後随時決定するその他の日をいいます。

各評価日におけるファンドの純資産価額の計算に関して、原則として、各月の連動先証券発行会社の最終営業日時点における本債券の公表された純資産価額が採用されます。連動先証券発行会社の最終営業日は、評価日に先行する場合があります。

「連動先証券発行会社の営業日」とは、以下の日をいいます。

- (a) TARGETシステム（または、かかる決済システムが稼働を停止した場合、適当な代替システムとして連動先証券発行会社が決定したその他の決済システム（もしあれば））が、ユーロによる支払決済につき営業を行っている日。
- (b) ケイマン諸島において、商業銀行および外国為替市場が、支払決済を行い、かつ通常業務（外貨および外貨預金の取引を含みます。）につき営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）。
- (c) ルクセンブルグにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払決済を行い、かつ通常業務（外貨および外貨預金の取引を含みます。）につき営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）。
- (d) アムステルダムにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払決済を行い、かつ通常業務（外貨および外貨預金の取引を含みます。）につき営業を行っている日。
- (e) シドニーにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払決済を行い、かつ通常業務について営業を行っている日。

本債券の価値は、計算代理人により提供されるものとし、特定の時期において、部分的にクラスXVII普通株式の純資産価額と、また間接的にクラスG普通株式の純資産価額と連動するものとします。各本債券の公表された純資産価額（以下「公式本債券純資産額」といいます。）は、常に、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIを参照して決定された時点におけるクラスXVII普通株式の純資産（以下「クラスXVII普通株式1口当たり純資産価格」といいます。）と、かかる時点における本債券の公式ゼロ・ノート価額の合計額とします。

各日付におけるクラスXVII普通株式1口当たり純資産価格は、国際的に一般に公正妥当と認められた会計原則に従い発生主義に基づき、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIを参照して、連動先証券発行会社の定款および以下の記載に従い決定されるものとします。

- (a) クラスXVII普通株式1口当たり純資産価格は、(i)分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに帰属する連動先発行会社の資産価値の総額（必要な場合、連動先発行会社の裁量により決定される通貨に換算します。）から、(ii)当該クラスXVII普通株式1口当たり純資産価格の決定日（同日を除きます。）までに毎日生じたとみなされる、運用報酬、成功報酬、事務管理報酬、保管報酬およびその他かかるクラスXVII普通株式に関して連動先証券発行会社より支払われる報酬を控除し、(iii)さらに分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに帰属する連動先証券発行会社の負債およびその他全ての費用を控除し、(iv)その総計を発行済クラスXVII普通株式の株式数で除して小数点第三位まで計算したものとします。
- (b) クラスXVII普通株式に帰属する連動先証券発行会社の資産は、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに帰属する部分および以下の資産に当たる部分を含むものとみなされます。
 - (i) すべての手元現金、貸付金もしくは預金または当座貸付金（その経過利息を含みます。）。
 - (ii) すべての為替手形、要求払約束手形、約束手形および売掛金。
 - (iii) すべての債券、定期約束手形、持分、株式、商品、金属、社債、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、金融先物、ならびに連動先発行会社が所有するかまたは契約を行うその他の投資対象および証券（関係する投資商品を含みますが、連動先証券発行会社が発行した権利および証券を除きます。）。
 - (iv) すべての持分、株式、ならびに連動先証券発行会社が受領予定であるが未受領で、当該資産の評価日の前日に連動先証券発行会社の当該登録受益者に支払われる旨宣言された配当金および分配金。
 - (v) 連動先証券発行会社により所有されるまたは同社に支払われる、利付き証券のすべての経過利息。

- (vi) 連動先証券発行会社のその他一切の投資対象。
- (vii) 連動先証券発行会社が随時評価しかつ定義する、連動先証券発行会社のあらゆる種類および性質のその他一切の資産（前払い費用を含みます。）。
- (c) クラスXVII普通株式の分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに帰属するあらゆる費用または負債は、連動先証券発行会社が決定する期間（連動先証券発行会社は、いつでもかつ随時、かかる期間を延長または短縮することができます。）で償却することができ、その未償却額もまた、いつでも、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIの資産であるものとみなされます。
- (d) クラスXVII普通株式に帰属する連動先証券発行会社の負債は、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに帰属する部分および以下の負債に当たる部分を含むものとみなされます。
 - (i) すべての為替手形、支払手形および買掛金。
 - (ii) 支払われるべきもしくは発生したまたはその両方のすべての一般管理費（業務提供者報酬を含むが、上記(c)項に基づき計上される費用は除きます。）。
 - (iii) 金銭または財産の支払に係るすべての契約上の義務（当該証券の価値が決定される日またはそれ以前に当該登録受益者に対して宣言されかつ支払われるべき未払の分配金または配当金の金額を含みます。）。
 - (iv) 税金または偶発費用につき連動先証券発行会社により認可または承認されたすべての引当金。
 - (v) 連動先証券発行会社のあらゆる種類および性質のその他一切の負債（株主資本により表章される負債を除きます。）。

クラスXVII普通株式1口当たり純資産価格は、分離ポートフォリオ・シリーズXVIIに帰属する資産につき生じた利益または損失に応じて増減されます。

受益証券1口当たりの純資産価格は、受託会社または事務代行会社の授権役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りが認められる場合を除き、最終的かつ確定的なものとします。

ファンドの短期投資および現金は、以下のとおり評価されます：(a)満期までの残存期間が60日以内の短期投資については、(i)市場価格、(ii)満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却して、または(iii)市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価されます；(b)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます；ならびに(c)豪ドル以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値により豪ドルに換算されます。

(i) 受益証券1口当たりの純資産価格の計算の停止

受益証券1口当たりの純資産価格の決定およびファンドによる受益証券の買戻しは、以下の全部または一部の期間において、管理会社が受託会社と協議の上で停止することができます。

- (a) その時点においてファンドの投資対象もしくは取引の大部分が行われているかまたは基準としている主要な市場または証券取引所が、通常の休業日以外で閉鎖されている期間、または取引が大幅に制限もしくは停止されている期間。
- (b) 受託会社によるかまたはこれを代理してのファンドの投資対象の処分が実行不能となるような緊急事態を構成する状況の存続中。
- (c) ファンドの投資対象の価格または市場もしくは証券取引所における時価の決定に通常使用される通信手段の故障中。
- (d) ファンドの投資対象の換金または支払に関わる金銭の送金が合理的に不可能な期間。
- (e) ケイマン諸島当局の命令に応じ、実質的に清算すること（受託会社の裁量により決定されます。）または終了することをファンドにもたらす事由が発生した場合。

(f) 本債券発行会社が本債券の評価を停止する期間。

すべての受益者は、上記の停止から7日以内にその旨を書面で通知されると共に、停止が解除され次第、速やかに通知を受けるものとします。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した日本の投資者の受益証券またはその確認書は、保管受託銀行に日本における販売会社の名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの償還日は、2011年10月28日です。なお、ファンドは、後記「(5) その他 (イ) ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から150年間継続します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年10月31日です。

(5) 【その他】**(イ) ファンドの解散**

ファンドは、以下の事項のいずれかが最初に発生した場合、終了するものとします。

- (i) ファンドを継続すること、またはファンドをその他の法域に移動することのいずれかが、違法となり、または受託会社または管理会社が实际的でなく、好ましくなくもしくは受益者の利益に反すると判断する場合
- (ii) 受益者が受益者の決議でかかる決定をした場合
- (iii) 設立日から150年の期間が終了する場合
- (iv) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社がかかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (v) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、受託会社がかかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (vi) 2011年10月28日に到来する償還日。ただし、受託会社および管理会社が、償還日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行うことにより、償還日を超えてトラストの存続期間を延長することを決定する場合を除きます。
- (vii) 本債券発行会社によって発行されたまたは発行される予定のすべての本債券の完全な償還がなされた場合
上記に基づきファンドが終了する場合、受託会社は直ちにかかる終了の通知を、すべての受益者に対して行うものとします。

(ロ) 信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、管理会社と受託会社の間で締結される信託証書により、設定されました。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有します。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望まれます。本書と信託証書の間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理会社および受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができます。

受益者に対する10日前の書面による通知（受益者決議により放棄されることがあります。）により、受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。受託会社および管理会社が書面により、修正、改訂、変更または追加（以下「修正等」といいます。）により既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社または管理会社が受益者に対する責任を免れることにはならないと判断する旨証明する場合、修正等には受益者集会の決議を必要としません。修正等は、受益者に対して、その保有する受益証券についてあらゆる追加出資を行い、あらゆる責任を引き受ける義務を課すものではありません。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続**事務代行会社契約**

事務代行会社契約および同契約に基づく事務代行会社の任命は、管理会社または事務代行会社のいずれかにより他方当事者に対し60日前（または他方当事者が受諾に同意するより短い通知期間）までに書面で通知され終了されるまでは、ファンドに関し有効に存続します。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

保管契約

保管契約および同契約に基づく保管受託銀行の任命は、受託会社または保管受託銀行のいずれかにより他方当事者に

対し60日前（または他方当事者が受諾に同意するより短い通知期間）までに書面で通知され終了されるまでは、ファンズに關し有効に存続します。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、(i)管理会社又は代行協会員が清算された場合（相手方が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）もしくはその債務を支払うことができない場合、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同様の効果を有する事由が発生した場合、(ii)管理会社又は代行協会員が本契約に基づく自己の義務につき重大な違反を犯した場合で、かつ、（当該違反が是正可能であれば）相手方からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、相手方が書面で通知することにより終了されます。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、(i)管理会社又は販売会社が清算された場合（相手方が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）もしくはその債務を支払うことができない場合、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同様の効果を有する事由が発生した場合、(ii)管理会社又は販売会社が本契約に基づく自己の義務につき重大な違反を犯した場合で、かつ、（当該違反が是正可能であれば）相手方からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、相手方が書面で通知することにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

2【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、CIMAに登録された投資信託は、電子形式で年次の監査済報告書および2006年投資信託（年次申告書）規則に記載のファンドに関する基本情報を概説した、（CIMAが提供する様式のうち）年次重要データ要素（「KDE」）の様式を提出することが要求されます。KDE様式の作成および内容の責任は、受託会社に存しますが、ファンドの監査人によって（監査済報告書に適用される6ヶ月の期限内に）CIMAに提出されることをCIMAは予定しています。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、アーnst・アンド・ヤング（Ernst & Young）のケイマン諸島事務所です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計基準に基づいて行われます。

ファンドは、毎年4月30日までは前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。受託会社は、各会計年度末後、6か月が終了してから20日以内に、ファンドの事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに、受託会社は、自己が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびにファンドが投資家または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければなりません。

同規則は、ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに（管理事務代行者としての）受託会社が気づいた場合、または受託会社が設立文書および目論見書に定める規定に従ってファンドの業務を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡することを受託会社に対して義務づけています。

（管理事務代行者としての）受託会社は、ファンドの買戻しまたは販売を中止する場合、およびファンドを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければなりません。

② 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了します。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i) 分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有します。

(ii) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意、背信行為、詐欺または過失による義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

(v) 議決権

受託会社は受益者集会を招集することができ、管理会社および発行済受益証券の10%以上の受益者は、招集を請求することができます。受益者集会が招集される場合には、受益者は、15日以上前に招集通知を受領します。

投票による議決の場合には、本人、代理人または代表者により出席する受益者は、その保有する受益証券毎に一議決権を有します。受益者集会において正式に決議に付された決議事項は、投票により決せられます。

受益者の議決権は限定的です。信託証書には、第35条に基づく新規受託会社の選任、第36条に基づく管理会社の更迭、第37条に基づく他の法域への信託の移転の承認または第40条に基づく信託証書改訂の承認等、一定の場合に受益者の議決が必要とされることが規定されています。かかる場合、受益者の議決は、発行済受益証券口数の過半数を構成する議決または書面による承認によって可決されるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判

上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

前記(3)(ii)の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤングの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領しています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝63.17円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2008年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）

純資産計算書

2008年10月31日現在

（豪ドルで表示）

	注記	（豪ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券—公正価額 （取得価額：72,413,600豪ドル）	2,3	88,895,461	5,615,526
現金預金		1,474,779	93,162
預金利息		245	15
資産合計		90,370,485	5,708,704
負債			
未払費用	4	1,149,262	72,599
負債合計		1,149,262	72,599
純資産総額		89,221,223	5,636,105
発行済受益証券数		750,400口	
1口当たり純資産価格		118.90豪ドル	7,511円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2008年10月31日に終了した年度

(豪ドルで表示)

	注記	(豪ドル)	(千円)
期首純資産		117,167,587	7,401,476
収益			
債券利息		433,575	27,389
銀行口座利息		186,184	11,761
収益合計		619,759	39,150
費用			
代行協会員報酬	9	327,990	20,719
事務代行報酬	6	65,597	4,144
保管報酬	5	56,636	3,578
受託報酬	7	9,372	592
管理報酬	8	9,372	592
費用合計		468,967	29,625
純投資利益		150,792	9,526
投資証券に係る実現純利益		3,682,284	232,610
外貨に係る実現純利益		617	39
当期実現純利益		3,682,901	232,649
投資証券に係る未実現純損益の変動		10,903,282	688,760
当期末実現純利益		10,903,282	688,760
運用の結果による純資産の増加		14,736,975	930,935
受益証券の買戻支払金	12	(42,683,339)	(2,696,307)
期末純資産		89,221,223	5,636,105

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表

2008年10月31日に終了した年度

	(口)
期首現在受益証券数	1,153,600
買戻受益証券数	(403,200)
期末現在発行済受益証券数	750,400

統計情報

(豪ドルで表示)

	2008年	2007年	2006年
期末現在純資産総額	89,221,223	117,167,587	221,420,221
期末現在1口当たり純資産価格	118.90	101.57	95.67

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）

財務書類に対する注記

2008年10月31日に終了した年度

注１－トラスト

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）（「トラスト」）は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2007年改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とルクセンブルグの会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）により締結された2005年8月16日付信託証書によって、ケイマン諸島の2008年ミューチュアル・ファンド（改正）法により改正されたミューチュアル・ファンド法（2007年改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）に準拠するユニット・トラストとして設定された。

トラストは、受託会社と管理会社との間の合意によって延長されない限り、2011年10月28日（「償還日」）に終了することを想定して企画されている。

トラストの投資目的は、2011年10月28日（本債券の満期日かつトラストの償還日）まで投資を継続することを条件として、投資家に対して豪ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティーを妥当な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することである。

受託会社は、主としてラボバンク・ネダーランドが7,000,000,000ユーロ元本確保ミディアムターム・ノート・プログラムに基づき発行したロベコ・ダイバーシファイド・インカム・ボンド Oct 05/11 0.50%（豪ドル建）（「本債券」）に投資することにより、この投資目的の達成を図る。

受益者は、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注２－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。トラストが従っている重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

投資証券の評価

トラストの投資先は本債券である。その公正価額は、本債券の評価代行会社によって受託会社に報告された純資産額に基づいて受託会社が決定する。評価代行会社による評価額は、既存市場における価額と異なることがあり、その差違が重大な場合もある。

現金その他の流動資産は、経過利息を付した額面価額で評価される。

投資証券取引および投資収益

投資証券取引は、取引日に会計処理される。投資証券取引に係る実現利益または損失は、売却される投資証券の平均取得価額に基づいて算定される。

受取銀行利息は、発生主義により認識される。トラストは、支払が滞納されたり支払が不確かであるとトラストが確信する場合には、収益を計上しない。本債券の利息は、受領ベースで記帳される。

外貨換算

トラストは、その会計記録を豪ドルで記帳し、財務書類は豪ドルで表示される。豪ドル以外の通貨建て資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで豪ドルに換算される。豪ドル以外の通貨建て収益および費用は、取引日の適正な為替レートで豪ドルに換算される。

注３－本債券への投資

本債券の元本償還額は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された個別ポートフォリオ免税会社であるロベコ・ストラクチャード・ファイナンス・レファレンス・エンティティ S P C（「連動先証券発行会社」）が、分離ポートフォリオ・シリーズ X V I I I において発行したクラス X V I I 普通株式に一部連動する。連動先証券発行会社が発行したクラス X V I I 普通株式は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された個別ポートフォリオ免税会社であるロベコ・マルチ・マーケット S P C が、分離ポートフォリオ・シリーズ G において発行したクラス G 普通株式に一部連動する。連動先証券発行会社は、分離ポートフォリオ・シリーズ X V I I の資産を、クラス G 普通株式に投資し、またキャッシュ運用する。

受託会社は、トラストのため、またトラストに代わり、投資判断を行う。受託会社は、受益証券の発行手取金総額から、（i）トラストの設定に関する各種手数料および費用、ならびに（ii）トラストの存続期間中に必要となることが想定される固定費用を減じた金額を本債券に充当し、2011年10月28日時点において、本債券の最終償還額がトラストの投資元本の最低100%を賄うのに十分となることを想定している。

注４－未払費用

	(豪ドル)
海外登録費用（注10）	687,486
代行協会員報酬（注９）	146,965
副保管報酬（注５）	126,939
専門家報酬（注10）	81,385
弁護士報酬（注10）	43,501
事務代行報酬（注６）	29,392
保管報酬（注５）	25,195
管理報酬（注８）	4,200
受託報酬（注７）	4,199
	1,149,262

注５－保管報酬

保管受託銀行は、保管受託銀行としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に、該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.06%に相当する報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。保管受託銀行は、いつでも保管人また副保管人を指名することができ、その報酬および費用はトラストの資産から支払われる。

注６－事務代行報酬

事務代行会社は、事務代行会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.07%に相当する報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注７－受託報酬

受託会社は、受託会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.01%に相当する報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注８－管理報酬

管理会社は、管理会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.01%に相当する報酬を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注９－代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.35%相当を上限とする報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注10－専門家報酬、弁護士報酬および海外登録費用

専門家報酬、弁護士報酬および海外登録費用を含むトラストの見積存続期間中の諸費用は、最初の評価日におけるトラストの純資産額から引当計上されており、トラストの存続期間中に発生する毎に支払われる。

注11－税金

ケイマン諸島の現在の法律において、トラストが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはトラストによる分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。トラストは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12－発行および買戻しの条件

受益証券の発行

受益証券は、2005年10月12日から2005年10月21日（同日を含む。）までの期間に募集され、受益証券に係る一切の支払は、2005年10月26日（「払込期日」）までに受領された。受益証券の発行価格は、受益証券1口当たり100豪ドルであり、これにはトラストの資産から販売会社に対して支払われた受益証券1口当たりの発行価格の3%の販売報酬が含まれる。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的裁量において別段の決定をしない限り、払込期日以降、受益証券の発行は行われないものとする。

買戻し

下記のとおり受益証券を買戻すことができる。受益者は、買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すことを買戻通知により請求することができる。各買戻通知は、100口または管理会社がその裁量により決定するその他の口数の倍数単位で行われる。

受益証券は、通常、2011年9月30日までの各評価日に買い戻すことができる。買戻通知は、原則として、関連する評価日が含まれる月の1暦日目に開始し当該月の16暦日目（両日を含む。）に終了する期間中に事務代行会社へ送達されなければならない。ただし、当該月の16暦日目が営業日でない場合、当該期間は翌営業日に終了する。受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する評価日におけるトラストの純資産価額を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して計算される。

上記にかかわらず、管理会社および受託会社は、当該買戻しがその他の受益者または適切に運用されているトラストの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができる。かかる拒絶（もしあれば）は、同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに書面にて通知される。

目論見書に記述されているとおり、純資産額の決定が停止している期間中、いかなる受益証券も買い戻されないものとし、当該純資産額の決定がかかるように停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されるものとする。

注13－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、その単独の裁量により決定する分配を、受益者に対し、その保有する受益証券口数に応じて、行うことができる。分配は、関連の分配日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

管理会社は、本債券につき受領した支払利息を分配せず、トラストの報酬および費用への充当資金として使用する予定である。

2008年10月31日に終了した年度中に、受益者に対して分配は行われなかった。

注14－後発事象

当年度末後に、取引日が2008年10月31日の1,533,810豪ドルの買戻請求に応じるため、1,528,186豪ドルで本債券の一部が売却された。当該売却は、年度末の本債券評価額で行われた。

注15－リスク集中

2008年10月31日現在、トラストの純資産の99.63%が、本債券に投資されている。

③【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

2008年10月31日現在

（豪ドルで表示）

額面価額 (豪ドル)	銘柄	取得価額 (豪ドル)	公正価額 (豪ドル)	純資産に占 める割合(%)
オランダ				
確定利付債				
75,040,000	ロベコ・ダイバーシファイド・インカム・ボンド Oct 05/11 0.50% (豪ドル建)	72,413,600	88,895,461	99.63
	国合計	72,413,600	88,895,461	99.63
	投資有価証券合計	72,413,600	88,895,461	99.63

添付の注記は当財務書類の一部である。

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

Statement of Net Assets
at October 31, 2008
(expressed in Australian Dollars)

	Note	
ASSETS		
Investment at fair value (at cost : AUD 72,413,600)	2, 3	88,895,461
Cash at bank		1,474,779
Interest on deposit		<u>245</u>
Total Assets		<u>90,370,485</u>
LIABILITIES		
Accrued expenses	4	<u>1,149,262</u>
Total Liabilities		<u>1,149,262</u>
TOTAL NET ASSETS		<u>89,221,223</u>
Number of units outstanding		750,400
Net asset value per unit		118.90

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended October 31, 2008
(expressed in Australian Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		<u>117,167,587</u>
INCOME		
Interest on bonds		433,575
Interest on bank account		<u>186,184</u>
Total Income		<u>619,759</u>
EXPENSES		
Agent company fees	9	327,990
Administrator fees	6	65,597
Custodian fees	5	56,636
Trustee fees	7	9,372
Management company fees	8	<u>9,372</u>
Total Expenses		<u>468,967</u>
NET INVESTMENT PROFIT		<u>150,792</u>
Net realised profit on investments		3,682,284
Net realised profit on foreign currencies		<u>617</u>
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>3,682,901</u>
Change in net unrealised result on investment		<u>10,903,282</u>
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>10,903,282</u>
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>14,736,975</u>
Payments for repurchase of units	12	<u>(42,683,339)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u>89,221,223</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

**Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended October 31, 2008**

Number of units at the beginning of the year	1,153,600
Number of units repurchased	<u>(403,200)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>750,400</u>

Statistical Information
(expressed in Australian Dollars)

	2008	2007	2006
Total Net Assets at the end of the year	89,221,223	117,167,587	221,420,221
Net Asset Value per unit at the end of the year	118.90	101.57	95.67

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

**Notes to the Financial Statements
for the year ended October 31, 2008**

Note 1 - The Trust

Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected) (the “Trust”) was established as a unit trust governed under the Mutual Funds Law (2007 revision), as amended by the Mutual Funds (Amendment) Law, 2008, and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (2007 Revision) of the Cayman Islands by a Trust Deed on August 16, 2005 executed by Global Funds Trust Company (the “Trustee”), a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (2007 Revision) of the Cayman Islands and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a Luxembourg company.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on October 28, 2011 (the "Mandatory Redemption Date") unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Trust is to achieve consistent capital appreciation with reasonable levels of risk and volatility and providing investors with protection of at least 100 per cent of their capital investment in Australian Dollars provided such investors remain invested in the Trust until October 28, 2011 (the maturity date of the Note, which is the same date as the Mandatory Redemption Date.)

The Trustee intends to achieve this objective principally through an investment in Robeco Diversified Income Bonds Oct 05/11 0.50% (AUD) (the “Note”) issued by Rabobank Nederland under its Euro 7,000,000,000 Principal Protected Medium Term Note Programme.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg Fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Trust.

VALUATION OF INVESTMENT

The investment of the Trust is the Note. The fair value is determined by the Trustee based on the net asset value reported to the Trustee by the valuation agent of the Note. The value attributed by the valuation agent may differ from the value that would have been used had a ready market existed, and such difference could be material.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Realised gains or losses on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Bank interest income is recognised on an accrual basis. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Trust believes payment is questionable. Interest on the Note is recorded on a receipts basis.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Australian Dollars (“AUD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than AUD are translated

into AUD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Note 3 - Investment in the Note

The return of principal on the Note is partly linked to the Class XVII Ordinary Shares issued in relation to Segregated Portfolio Series XVII by Robeco Structured Finance Reference Entity SPC, an exempted segregated portfolio company incorporated under the laws of the Cayman Islands (the "Underlying Entity"). The Class XVII Ordinary Shares issued by the Underlying Entity are in turn partly linked to the Class G Ordinary Shares issued in relation to Segregated Portfolio G by Robeco Multi Market SPC, an exempted segregated portfolio company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Underlying Entity will invest its assets in Segregated Portfolio Series XVII in the Class G Ordinary Shares and cash.

The Trustee will make investment decisions for and on behalf of the Trust. The Trustee intends to apply the aggregate subscription monies received from the issue of Units less the aggregate amount of (i) the fees and expenses relating to the establishment of the Trust and (ii) the estimated fixed expenses of the Trust over the life of the Trust in subscribing for the Note and expects that the final redemption amount of each Note will be enough to provide at least 100% of the capital investment of the Trust on October 28, 2011.

Note 4 - Accrued expenses

	AUD
Overseas registration fees (Note 10)	687,486
Agent company fees (Note 9)	146,965
Sub-custodian fees (Note 5)	126,939
Professional fees (Note 10)	81,385
Legal fees (Note 10)	43,501
Administrator fees (Note 6)	29,392
Custodian fees (Note 5)	25,195
Management company fees (Note 8)	4,200
Trustee fees (Note 7)	4,199
	1,149,262

Note 5 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Trust, in respect of its services as Custodian a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.06% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust). The Custodian may appoint a custodian or sub-custodians at any time whose fees and expenses shall be payable out of the assets of the Trust.

Note 6 - Administrator fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Trust for its services as Administrator a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.07% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out of pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

Note 7 - Trustee fees

For its services, the Trustee is paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

Note 8 - Management Company fees

For its services, the Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust for its services as Management Company a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day.

Note 9 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid, out of the assets of the Trust in respect of its services as Agent Company a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to up to 0.35% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

Note 10 - Professional fees, legal fees and overseas registration fees

Charges including professional fees, legal fees and overseas registration fees for the estimated life of the Trust were provisioned out of the NAV of the Trust on the first valuation day and will be paid as incurred throughout the life of the Trust.

Note 11 - Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon redemption of units. The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of Units**

Units were offered during the period from October 12, 2005 up to and including October 21, 2005 with all payments for Units received by October 26, 2005 (the "Closing Date"). The issue price of Units was AUD 100 per Unit, inclusive of a sales charge of 3% of the offer price per Unit which was paid to the Distributor out of the assets of the Trust.

Subsequent Issue of Units

No issue of Units shall take place after the Closing Date unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines.

Repurchase

Units may be repurchased as described below. A Unitholder may serve a Repurchase Notice requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Units or such other amount as the Management Company may in its discretion determine.

Units may normally be repurchased on the Valuation Day up to September 30, 2011. The Repurchase Notice should in principle reach the Administrator during the period commencing from the first calendar day and ending on the sixteenth calendar day (both days inclusive) of the month in which the relevant Valuation Day falls, provided that if the sixteenth calendar day of the relevant month is not a Business Day, the period will end on the next Business Day. The repurchase price per Unit shall be calculated by dividing the Net Asset Value of the Trust on the relevant Valuation Day by the number of Units in issue on such Valuation Day.

Notwithstanding the above, the Management Company and the Trustee may refuse to accept all or part of any repurchase request(s) if it is of the opinion that the relevant repurchase or repurchases will be prejudicial to any other Unitholders or the assets of the Trust in proper management. Such refusal, if any, will be immediately notified to the relevant Unitholder with further procedures to be agreed upon in writing.

No Units shall be repurchased during any period when the determination of the Net Asset Value is suspended as described in the Offering Circular, and if the determination of the Net Asset Value is suspended, the right of the relevant Unitholder to have its Units repurchased shall be similarly suspended.

Note 13 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, in its sole discretion make such distributions to Unitholders as it may determine and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

It is intended that interest payments received on the Note will not be distributed but will be used to fund the fees and expenses of the Trust.

During the year ended October 31, 2008, no distribution was made to Unitholders.

Note 14 - Subsequent events

Subsequent to the year end a portion of the Note was sold for AUD 1,528,186 in order to meet a redemption order of AUD 1,533,810 for trade date October 31, 2008. This sale was transacted at the year end Note value.

Note 15 - Risk concentration

As at October 31, 2008, 99.63% of the net assets of the Trust is invested in the Note.

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

**Statement of Investment
at October 31, 2008**
(expressed in Australian Dollars)

Nominal Value	Description	Cost	Fair Value	in % of Net Assets
NETHERLANDS				
Fixed rate note				
75,040,000	Robeco Diversified Income Bonds Oct 05/11 0.50% (AUD)	72,413,600	88,895,461	99.63
	Country Total	72,413,600	88,895,461	99.63
TOTAL INVESTMENT		72,413,600	88,895,461	99.63

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（２）【2007年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）

純資産計算書

2007年10月31日現在

（豪ドルで表示）

	注記	（豪ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券—公正価額 （取得価額：111,322,400豪ドル）	2,3	116,900,979	7,384,635
現金預金		1,620,877	102,391
預金利息		241	15
資産合計		<u>118,522,097</u>	<u>7,487,041</u>
負債			
未払費用	4	<u>1,354,510</u>	<u>85,564</u>
負債合計		<u>1,354,510</u>	<u>85,564</u>
純資産総額		<u>117,167,587</u>	<u>7,401,476</u>
発行済受益証券数		1,153,600口	
1口当たり純資産価格		101.57豪ドル	6,416円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2007年10月31日に終了した年度

(豪ドルで表示)

	注記	(豪ドル)	(千円)
期首純資産		221,420,221	13,987,115
収益			
債券利息		700,975	44,281
銀行口座利息		332,282	20,990
収益合計		1,033,257	65,271
費用			
代行協会員報酬	9	565,702	35,735
海外登録費用	10	315,000	19,899
副保管報酬	5	151,534	9,572
事務代行報酬	6	113,140	7,147
保管報酬	5	96,977	6,126
受託報酬	7	16,163	1,021
管理報酬	8	16,164	1,021
費用合計		1,274,680	80,522
純投資損失		(241,423)	(15,251)
投資証券に係る実現純利益		3,388,519	214,053
外貨に係る実現純損失		(282)	(18)
当期実現純利益		3,388,237	214,035
投資証券に係る未実現純利益		8,035,366	507,594
当期末実現純利益		8,035,366	507,594
運用の結果による純資産の増加		11,182,180	706,378
受益証券の買戻支払金	12	(115,434,814)	(7,292,017)
期末純資産		117,167,587	7,401,476

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）

財務書類に対する注記

2007年10月31日に終了した年度

注１－トラスト

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）（「トラスト」）は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2007年改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とルクセンブルグの会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）により締結された2005年8月16日付信託証書によってケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2007年改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）に準拠するユニット・トラストとして設定された。

トラストは、受託会社と管理会社との間の合意によって延長されない限り、2011年10月28日（「償還日」）に終了することを想定して企画されている。

トラストの投資目的は、2011年10月28日（本債券の満期日かつトラストの償還日）まで投資を継続することを条件として、投資家に対して豪ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティーを妥当な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することである。

受託会社は、主としてラボバンク・ネダーランドが7,000,000,000ユーロ元本確保ミディアムターム・ノート・プログラムに基づき発行したロベコ・ダイバーシファイド・インカム・ボンド Oct 05/11 0.50%（豪ドル建）（「本債券」）に投資することにより、この投資目的の達成を図る。

受益者は、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注２－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。トラストが従っている重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

投資証券の評価

トラストの投資先は本債券である。その公正価額は、本債券の評価代行会社によって受託会社に報告された純資産額に基づいて受託会社が決定する。評価代行会社による評価額は、既存市場における価額と異なることがあり、その差違が重大な場合もある。

現金その他の流動資産は、経過利息を付した額面価額で評価される。

投資証券取引および投資収益

投資証券取引は、取引日に会計処理される。投資証券取引に係る実現利益または損失は、売却される投資証券の平均取得価額に基づいて算定される。

受取利息は、発生主義により認識される。トラストは、支払が滞納されたり支払が不確かであるとトラストが確信する場合には、収益を計上しない。

外貨換算

トラストは、その会計記録を豪ドルで記帳し、財務書類は豪ドルで表示される。豪ドル以外の通貨建て資産および負債は、期末日の適用為替レートで豪ドルに換算される。豪ドル以外の通貨建て収益および費用は、取引日の適正な為替レートで豪ドルに換算される。

豪ドル以外の通貨建て投資証券の取得価額は、購入日の適用為替レートで豪ドルに換算される。

注３－本債券への投資

本債券の元本償還額は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された個別ポートフォリオ免税会社であるロベコ・ストラクチャード・ファイナンス・エンティティ S P C（「連動先証券発行会社」）が、分離ポートフォリオ・シリーズXⅦにおいて発行したクラスXⅦ普通株式の一部連動する。連動先証券発行会社が発行したクラスXⅦ普通株式は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された個別ポートフォリオ免税会社であるロベコ・マルチ・マーケット S P Cが、分離ポートフォリオ・シリーズGにおいて発行したクラスG普通株式の一部連動する。連動先証券発行会社は、分離ポートフォリオ・シリーズXⅦの資産を、クラスG普通株式に投資し、またキャッシュ運用する。

受託会社は、トラストのため、またトラストに代わり、投資判断を行う。受託会社は、受益証券の発行手取金総額から、（i）トラストの設定に関する各種手数料および費用、ならびに（ii）トラストの存続期間中に必要となることが想定される固定費用を減じた金額を本債券に充当し、2011年10月28日時点において、本債券の最終償還額がトラストの投資元本の最低100%を賄うのに十分なることを想定している。

注４－未払費用

	(豪ドル)
海外登録費用（注10）	729,503
代行協会員報酬	228,933
副保管報酬	138,657
専門家報酬（注10）	101,240
弁護士報酬（注10）	58,064
事務代行報酬	45,786
保管報酬	39,245
管理報酬	6,541
受託報酬	6,541
	1,354,510

注５－保管報酬

保管受託銀行は、保管受託銀行としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に、該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.06%に相当する報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。保管受託銀行は、いつでも保管人また副保管人を指名することができ、その報酬および費用はトラストの資産から支払われる。

注６－事務代行報酬

事務代行会社は、事務代行会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.07%に相当する報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注７－受託報酬

受託会社は、受託会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.01%に相当する報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注８－管理報酬

管理会社は、管理会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.01%に相当する報酬を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注９－代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に該当する評価日の前月の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.35%相当を上限とする報酬（トラストのために費消した直接立替費用を含む。）を、豪ドル建て、会計年度ベースで半年毎の後払いにより、トラストの資産から受領する。

注10－専門家報酬、弁護士報酬および海外登録費用

専門家報酬、弁護士報酬および海外登録費用を含むトラストの見積存続期間中の諸費用は、最初的评价日におけるトラストの純資産額から引当計上されており、トラストの存続期間中に発生する毎に支払われる。

注11－税金

ケイマン諸島の現在の法律において、トラストが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはトラストによる分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。トラストは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12－発行および買戻しの条件**受益証券の発行**

受益証券は、2005年10月12日から2005年10月21日（同日を含む。）までの期間に募集され、受益証券に係る一切の支払は、2005年10月26日（「払込期日」）までに受領された、受益証券の発行価格は、受益証券1口当たり100豪ドルであり、これにはトラストの資産から販売会社に対して支払われた受益証券1口当たりの発行価格の3%の販売報酬が含まれる。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的裁量において別段の決定をしない限り、払込期日以降、受益証券の発行は行われないものとする。

買戻し

2005年11月1日以降、下記のとおり受益証券を買戻すことができる。受益者は、買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すことを買戻通知により請求することができる。各買戻通知は、100口または管理会社がその裁量により決定するその他の口数の倍数単位で行われる。

受益証券は、通常、2011年9月30日までの各評価日に買い戻すことができる。買戻通知は、原則として、関連する評価日が含まれる月の1暦日目に開始し当該月の16暦日目（両日を含む。）に終了する期間中に事務代行会社へ送達されなければならない。ただし、当該月の16暦日目が営業日でない場合、当該期間は翌営業日に終了する。受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する評価日におけるトラストの純資産価額を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して計算される。

上記にかかわらず、管理会社および受託会社は、当該買戻しがその他の受益者または適切に運用されているトラストの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができる。かかる拒絶（もしあれば）は、同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに書面にて通知される。

目論見書に記述されているとおり、純資産額の決定が停止している期間中、いかなる受益証券も買い戻されないものとし、当該純資産額の決定がかかるように停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されるものとする。

注13－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、その単独の裁量により決定する分配を、受益者に対し、その保有する受益証券口数に応じて、行うことができる。分配は、関連の分配日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

管理会社は、本債券につき受領した支払利息を分配せず、トラストの報酬および費用への充当資金として使用する予定である。

2007年10月31日に終了した年度中に、受益者に対して分配は行われなかった。

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

Statement of Net Assets
at October 31, 2007
(expressed in Australian Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment at fair value (at cost : AUD 111,322,400)	2, 3	116,900,979
Cash at bank		1,620,877
Interest on deposit		241
Total Assets		<u>118,522,097</u>
LIABILITIES		
Accrued expenses	4	1,354,510
Total Liabilities		<u>1,354,510</u>
TOTAL NET ASSETS		<u>117,167,587</u>
Number of units outstanding		1,153,600
Net asset value per unit		101.57

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended October 31, 2007
(expressed in Australian Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		221,420,221
INCOME		
Interest on bond		700,975
Interest on bank account		332,282
Total Income		1,033,257
EXPENSES		
Agent company fees	9	565,702
Overseas registration fees	10	315,000
Sub-custodian fees	5	151,534
Administrator fees	6	113,140
Custodian fees	5	96,977
Trustee fees	7	16,163
Management company fees	8	16,164
Total Expenses		1,274,680
NET INVESTMENT LOSS		(241,423)
Net realised profit on investment		3,388,519
Net realised loss on foreign currencies		(282)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		3,388,237
Net unrealised result on investment		8,035,366
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		8,035,366
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		11,182,180
Proceeds for repurchase of units	12	(115,434,814)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		117,167,587

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA W STRATEGY FUND II
(AUD PRINCIPAL PROTECTED)

**Notes to the Financial Statements
for the year ended October 31, 2007**

Note 1 - The Trust

Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected) (the “Trust”) was established as a unit trust governed under the Mutual Funds Law (2007 revision) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (2007 Revision) of the Cayman Islands by a Trust Deed on August 16, 2005 executed by Global Funds Trust Company (the “Trustee”), a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (2007 Revision) of the Cayman Islands and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a Luxembourg company.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on October 28, 2011 (the "Mandatory Redemption Date") unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Trust is to achieve consistent capital appreciation with reasonable levels of risk and volatility and providing investors with protection of at least 100 per cent of their capital investment in Australian Dollars provided such investors remain invested in the Trust until October 28, 2011 (the maturity date of the Note, which is the same date as the Mandatory Redemption Date.)

The Trustee intends to achieve this objective principally through an investment in Robeco Diversified Income Bonds Oct 05/11 0.50% (AUD) (the “Note”) issued by Rabobank Nederland under its Euro 7,000,000,000 Principal Protected Medium Term Note Programme.

Unitholders should be aware that, the Trust is not a Luxembourg Fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Trust.

VALUATION OF INVESTMENT

The investment of the Trust is the Note. The fair value is determined by the Trustee based on the net asset value reported to the Trustee by the valuation agent of the Note. The value attributed by the valuation agent may differ from the value that would have been used had a ready market existed, and such difference could be material.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Realised gains or losses on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Interest income is recognised on an accrual basis. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Trust believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Australian Dollars (“AUD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than AUD are translated into AUD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Cost of investments purchased expressed in currencies other than AUD is translated into AUD at the exchange rate applicable on the purchase date.

Note 3 - Investment in the Note

The return of principal on the Note is partly linked to the Class XVII Ordinary Shares issued in relation to Segregated Portfolio Series XVII by Robeco Structured Finance Entity SPC, an exempted segregated portfolio company incorporated under the laws of the Cayman Islands (the "Underlying Entity"). The Class XVII Ordinary Shares issued by the Underlying Entity are in turn partly linked to the Class G Ordinary Shares issued in relation to Segregated Portfolio G by Robeco Multi Market SPC, an exempted segregated portfolio company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Underlying Entity will invest its assets in Segregated Portfolio Series XVII in the Class G Ordinary Shares and cash.

The Trustee will make investment decisions for and on behalf of the Trust. The Trustee intends to apply the aggregate subscription moneys received from the issue of Units less the aggregate amount of (i) the fees and expenses relating to the establishment of the Trust and (ii) the estimated fixed expenses of the Trust over the life of the Trust in subscribing for the Note and expects that the final redemption amount of each Note will be enough to provide at least 100% of the capital investment of the Trust on 28 October, 2011.

Note 4 - Accrued expenses

	AUD
Overseas registration fees (Note 10)	729,503
Agent company fees	228,933
Sub-custodian fees	138,657
Professional fees (Note 10)	101,240
Legal fees (Note 10)	58,064
Administration fees	45,786
Custodian fees	39,245
Management company fees	6,541
Trustee fees	6,541
	1,354,510

Note 5 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Trust, in respect of its services as Custodian a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.06% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust). The Custodian may appoint a custodian or sub-custodians at any time whose fees and expenses shall be payable out of the assets of the Trust.

Note 6 - Administrator fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Trust for its services as Administrator a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.07% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out of pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

Note 7 - Trustee fees

For its services, the Trustee will be paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

Note 8 - Management Company fees

For its services, the Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust for its services as Management Company a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day.

Note 9 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid, out of the assets of the Trust in respect of its services as Agent Company a fee payable in Australian Dollars semi-annually in arrears on an accounting year basis of an amount equivalent to up to 0.35% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the month preceding the relevant Valuation Day (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

Note 10 - Professional fees, legal fees and overseas registration fees

Charges including professional fees, legal fees and overseas registration fees for the estimated life of the Trust were provisioned out of the NAV of the Trust on the first valuation day and will be paid as incurred throughout the life of the Trust.

Note 11 - Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon redemption of units. The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of Units**

Units were offered during the period from October 12, 2005 up to and including October 21, 2005 with all payments for Units received by October 26, 2005 (the "Closing Date"). The issue price of Units was AUD 100 per Unit, inclusive of a sales charge of 3% of the offer price per Unit which was paid to the Distributor out of the assets of the Trust.

Subsequent Issue of Units

No issue of Units shall take place after the Closing Date unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines.

Repurchase

After November 1, 2005, Units may be repurchased as described below. A Unitholder may serve a Repurchase Notice requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Units or such other amount as the Management Company may in its discretion determine.

Units may normally be repurchased on the Valuation Day up to September 30, 2011. The Repurchase Notice should in principle reach the Administrator during the period commencing from the first calendar day and ending on the sixteenth calendar day (both days inclusive) of the month in which the relevant Valuation Day falls, provided that if the sixteenth calendar day of the relevant month is not a Business Day, the period will end on the next Business Day. The repurchase price per Unit shall be calculated by dividing the Net Asset Value of the Trust on the relevant Valuation Day by the number of Units in issue on such Valuation Day.

Notwithstanding the above, the Management Company and the Trustee may refuse to accept all or part of any repurchase request(s) if it is of the opinion that the relevant repurchase or repurchases will be prejudicial to any other Unitholders or the assets of the Trust in proper management. Such refusal, if any, will be immediately notified to the relevant Unitholder with further procedures to be agreed upon in writing.

No Units shall be repurchased during any period when the determination of the Net Asset Value is suspended as described in the Offering Circular, and if the determination of the Net Asset Value is suspended, the right of the relevant Unitholder to have its Units repurchased shall be similarly suspended.

Note 13 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, in its sole discretion make such distributions to Unitholders as it may determine and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

It is intended that interest payments received on the Note will not be distributed but will be used to fund the fees and expenses of the Trust.

During the year ended October 31, 2007, no distribution was made to Unitholders.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年２月末日現在)

	豪ドル（Ⅳを除く）	千円（Ⅳ、Ⅴを除く）
Ⅰ．資産総額	91,291,696	5,766,896
Ⅱ．負債総額	1,036,932	65,503
Ⅲ．純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	90,254,764	5,701,393
Ⅳ．発行済口数	701,900口	
Ⅴ．１口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	128.59	8,123円

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2005年10月21日 －2006年10月末日)	2,508,700 (2,508,700)	194,300 (194,300)	2,314,400 (2,314,400)
第2会計年度 (2006年11月1日 －2007年10月末日)	0 (0)	1,160,800 (1,160,800)	1,153,600 (1,153,600)
第3会計年度 (2007年11月1日 －2008年10月末日)	0 (0)	403,200 (403,200)	750,400 (750,400)

(注) () 内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,659万円）で、2009年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約311万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができます。取締役会はまた、取締役であることを要しない秘書役1名を選出することができます。さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なと見做される場合にはジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理権を証明することのできる書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役はまた、投票権を証明することのできる書簡もしくはファックスまたはその他の手段により、書面で投票することができます。取締役は、当該取締役の身元確認および会議の審議が継続的に参加者に再送され会議への有効な参加を認めることができる電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段により、取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議を含む一ないし複数の書類から構成され、かかる書類はすべての取締役に署名されます。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

(3) 役員および従業員の状況

(平成21年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
松本 晃一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 取締役社長	0株
松橋 朋也	取締役	野村證券株式会社 投信・保険業務部次長	0
安間 豊	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 取締役兼ジェネラル・マネジャー	0
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律 事務所、パートナー	0
アーnst・アンド・ヤング (Ernst & Young S.A.)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所	0

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの須藤光一氏が、ファンドのジェネラル・マネジャーとして任命されています。上記の他、ファンド所属の管理会社の従業員はいません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行います。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として業務します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社および受託会社は、信託証書の条項および条件に従いファンドの資産および管理について総括的権限および責任を有します。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドのために行う排他的権利を有します。管理会社はまた、登録簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売買戻の実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たりの純資産価格の計算を行います。これらの機能は、事務代行会社に委託されています。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為を続行しますが、受託会社が合意するその他の資格を有する組織のために辞任する権利を有しています。

管理会社は受託会社に対し、少なくとも60日前の事前の書面による通知を出すことにより、退任することができます。かかる退任は、後任者が任命された場合のみ効力を生じます。管理会社が退任する旨を書面により通知した場合、または管理会社が強制的か自発的に拘わらず清算を開始する場合に、受託会社が、管理会社の職務を承継する後任者として、あらゆる時点で適当であると判断する他の会社を発見することができれば、管理会社および受託会社は、かかる後任者をファンドの管理会社として任命します。

また、受益者は、いつでも、受益者集会決議により、管理会社を解任し、後任者を指名することができます。

信託証書に基づき、管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理会社として、管理会社に対してなされた訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失による行為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関する場合を除き（信託証書に記載されるとおり）ファンドの資産に対して償還請求を行う権利を有します。

管理会社は、管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失のみに責任を有し、それ以外の場合は、信託証書に基づく管理会社の行為の結果被るまたは生じる損失について受託会社または受益者に対し責任を有しません。

管理会社は、ファンドの管理業務を事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2009年2月末日現在、100本の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・クラスの本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,706,269,543.18米ドル
		2	471,788,328.68ユーロ
		1	3,033,299,938.90豪ドル
		1	115,258,986.76カナダドル
		1	1,140,985,561.04ニュージーランド・ドル
		1	104,900,896.94英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	18	2,743,872,076.08米ドル
		8	287,455,913.74ユーロ
		3	30,609,988.61英ポンド
		5	887,429,829.44ニュージーランド・ドル
		7	13,879,330,996円
		4	50,918,224.99カナダドル
		8	2,658,378,951.49豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	21	79,586,599,075円
		1	90,254,764.06豪ドル
		15	445,473,000.75米ドル
		1	28,846,793.91ユーロ
		1	309,037,108.11南アフリカ・ランド

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤングの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領しています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.23円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2008年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2008年３月31日		2007年３月31日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	896,216	111,337	1,049,221	130,345
流動資産				
１年以内期限到来未収債権	185,876	23,091	255,722	31,768
現金預金	12,344,496	1,533,557	10,930,849	1,357,939
資産合計	13,426,588	1,667,985	12,235,792	1,520,052
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	46,586	375,000	46,586
法定準備金（注５）	37,500	4,659	37,500	4,659
その他の準備金（注５）	1,147,000	142,492	917,000	113,919
繰越利益（注５）	9,822,150	1,220,206	8,165,118	1,014,353
当期利益	1,943,453	241,435	1,887,032	234,426
	13,325,103	1,655,378	11,381,650	1,413,942
債務引当金				
納税引当金（注６）	86,485	10,744	838,042	104,110
未払費用（注７）	15,000	1,863	16,100	2,000
負債合計	13,426,588	1,667,985	12,235,792	1,520,052

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2008年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2008年３月31日終了年度		2007年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他の営業費用	35,929	4,463	35,828	4,451
金融資産の評価調整（注３）	138,237	17,173	69,149	8,590
金融資産売却実現損失	—	—	7,228	898
所得税（注６）	384,605	47,779	795,005	98,763
当期利益	1,943,453	241,435	1,887,032	234,426
費用合計	2,502,224	310,851	2,794,242	347,129
収益				
純売上高（注１）	1,607,933	199,754	2,325,634	288,914
その他の利息および類似収益	436,569	54,235	283,926	35,272
純為替差益（注８）	93,817	11,655	62,415	7,754
金融資産売却実現利益	213,644	26,541	—	—
金融資産からの収益（注９）	146,459	18,195	122,267	15,189
その他の収益	3,802	472	—	—
収益合計	2,502,224	310,851	2,794,242	347,129

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2008年3月31日に終了した年度

注1 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主たる活動は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスECIA 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。

為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち低価な方もしくは高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取引日の取得価額で記帳される。期末現在で金融資産は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収が危険にさらされる場合には、評価調整が課される。評価調整を行う理由が当てはまらなくなった場合、当該評価調整は継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払費用

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に記帳される。受取利息は、発生主義に基づいて記帳される。

先渡為替契約

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

	2008年３月31日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,266,875
期中取得額	50,574
期中処分額	(68,321)
期末現在	1,249,128
評価調整	
期首現在	(217,654)
期中評価調整	(138,237)
為替の影響	2,979
期末現在	(352,912)
期末純評価額	896,216
期末市場価格	935,432

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越利益

期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2007年３月31日現在残高	37,500	917,000	8,165,118
前期の利益	—	—	1,887,032
利益処分	—	230,000	(230,000)
2008年３月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の８a項に従い、当社は、当期の法人所得税を上回らない金額まで当年度の資産税を減額する権利を有する。

上記を享受するために、当社は、控除される資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を分配する場合には、税控除額は分配された年度中に期限が到来する。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」の科目の下で維持することに決定した。

2008年３月31日現在、分配不能準備金は、2000年から2007年までの年度に控除された資産税の少なくとも５倍を表す金額であ

る1,147,000ユーロになっている。

2008年に、資産税は0ユーロに減額された。年次株主総会による承認後、305,000ユーロが、2008年の資産税額の少なくとも5倍に相当する金額を補填するために制限的準備金に割当てられることになっている。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出ていない財務期間に関して当社が見積もった税金債務（既に支払われた前払金を控除した額）に相当する。

注7－未払費用

未払費用は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬から構成されている。

注8－純為替差益

	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2007年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益	90,838	61,420
派生商品および為替契約に係る未実現利益（注11）	2,979	995
	<u>93,817</u>	<u>62,415</u>

注9－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下を構成している。

	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2007年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受領配当金	<u>146,459</u>	<u>122,267</u>

注10－スタッフ

当社には、2008年および2007年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11－先渡為替契約

貸借対照表日現在、未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日－月－年)	未実現利益 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	596,579	米ドル	933,945	30－06－08	2,773
ユーロ	115,178	日本円	17,783,520	30－06－08	1,201
					<u>3,974</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の93%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。株式の残り7%の所有は、個人投資家が保有している。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2008年3月31日に終了した事業年度に436,569ユーロの利息が生じた（2007年：283,926ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2008
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2008</i>	<i>March 31, 2007</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	896,216	1,049,221
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	185,876	255,722
Cash at banks	12,344,496	10,930,849
Total assets	13,426,588	12,235,792
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,147,000	917,000
Profit brought forward (note 5)	9,822,150	8,165,118
Profit for the financial year	1,943,453	1,887,032
	13,325,103	11,381,650
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	86,485	838,042
ACCRUALS (note 7)	15,000	16,100
Total liabilities	13,426,588	12,235,792

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2008
 (expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2008</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2007</i>
CHARGES		
Other operating charges	35,929	35,828
Value adjustment in respect of financial assets (note 3)	138,237	69,149
Realised loss on sales of financial assets	—	7,228
Income taxes (note 6)	384,605	795,005
Profit for the financial year	<u>1,943,453</u>	<u>1,887,032</u>
Total charges	<u>2,502,224</u>	<u>2,794,242</u>
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,607,933	2,325,634
Other interest and similar income	436,569	283,926
Net exchange gain (note 8)	93,817	62,415
Realised gain on sales of financial assets	213,644	—
Income from financial assets (note 9)	146,459	122,267
Other income	<u>3,802</u>	<u>—</u>
Total income	<u>2,502,224</u>	<u>2,794,242</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2008

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as Net turnover.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 - Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustment are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividend is recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

Financial assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in financial assets are summarised as follows:

March 31, 2008

EUR

Acquisition cost

at the beginning of the year	1,266,875
acquisitions during the year	50,574
disposals during the year	(68,321)
at the end of the year	1,249,128

Value adjustments

at the beginning of the year	(217,654)
value adjustments for the year	(138,237)
foreign exchange impact	2,979
at the end of the year	(352,912)

Net value at the end of the year	896,216
----------------------------------	---------

Market value at the end of the year	935,432
-------------------------------------	---------

Note 4 - Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of 25,000 Euro each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR
Balance as at March 31, 2007	37,500	917,000	8,165,118
Previous year 's profit	—	—	1,887,032
Appropriation of profit	—	230,000	(230,000)
Balance as at March 31, 2008	37,500	1,147,000	9,822,150

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2008, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,147,000 representing at least five times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2007.

In 2008, the net worth tax was reduced to a nil amount. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 will be allocated to restricted reserves in order to cover at least five times the amount of the 2008 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. Provision for taxation correspond to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advance already paid out.

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable.

Note 8 - Net Exchange Gain

	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2007 EUR</i>
Realised gain on derivative instruments and foreign currencies contracts	90,838	61,420
Unrealised gain on derivative instruments and foreign currencies contracts (note 11)	2,979	995
	<u>93,817</u>	<u>62,415</u>

Note 9 - Income from Financial Assets

Income from financial assets comprise of:

	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2007 EUR</i>
Dividend received	146,459	122,267

Note 10 - Staff

The Company did not have any employees during the financial year 2008 and 2007.

Note 11 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Gain in EUR
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS HELD FOR HEDGING					
EUR	596,579	USD	933,945	30-Jun-08	2,773
EUR	115,178	JPY	17,783,520	30-Jun-08	1,201
					<u>3,974</u>

Note 12 - Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 93% of the ordinary shares. The remaining 7% of the shares are privately held. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded an interest of EUR 436,569 for the year ended March 31, 2008 (2007: 283,926). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける独立監査人の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.23円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2008年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2008年9月30日		2007年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	893,294	110,974	1,018,136	126,483
流動資産				
1年以内期限到来未収債権	235,040	29,199	202,523	25,159
現金預金	12,783,739	1,588,124	11,679,112	1,450,896
納税引当金（注6）	64,334	7,992	—	—
未収収益	1,159	144	1,233	153
	<u>13,977,566</u>	<u>1,736,433</u>	<u>12,901,004</u>	<u>1,602,692</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	46,586	375,000	46,586
法定準備金（注5）	37,500	4,659	37,500	4,659
その他の準備金（注5）	1,363,000	169,325	1,439,000	178,767
繰越利益（注5）	11,549,603	1,434,807	9,530,150	1,183,931
当期利益	637,463	79,192	1,131,521	140,569
	<u>13,962,566</u>	<u>1,734,570</u>	<u>12,513,171</u>	<u>1,554,511</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	387,833	48,180
未払費用（注7）	15,000	1,863	—	—
	<u>13,977,566</u>	<u>1,736,433</u>	<u>12,901,004</u>	<u>1,602,692</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2008年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2008年9月30日終了期間		2007年9月30日終了期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他の営業費用	14,410	1,790	14,693	1,825
金融資産の評価調整／（戻入） （注3）	13,711	1,703	48,233	5,992
金融資産売却実現損失	457	57	—	—
純為替差損（注8）	36,343	4,515	—	—
所得税（注6）	296,858	36,879	220,553	27,399
当期利益	637,463	79,192	1,131,521	140,569
費用合計	999,242	124,136	1,415,000	175,785
収益				
純売上高（注1）	728,883	90,549	889,085	110,451
その他の利息および類似収益	244,014	30,314	209,036	25,969
金融資産売却実現利益	—	—	223,687	27,789
金融資産からの収益（注9）	26,345	3,273	53,839	6,688
純為替差益（注8）	—	—	39,353	4,889
収益合計	999,242	124,136	1,415,000	175,785

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2008年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。管理会社の目的は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟である。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2－重要な会計方針

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令および取締役会により適用された以下の重要な会計方針に準拠して作成されている。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日に適用される為替レートによりユーロに換算される。

貸借対照表日現在における資産および負債は、以下のように換算される。

- － ユーロ以外の通貨建の資産はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、低価な方を用いて個別に評価される。
- － ユーロ以外の通貨建の負債はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、高価な方を用いて個別に評価される。

従って、未実現為替差損に加えて実現為替差損益のみが、損益計算書に反映されている。

金融資産

金融資産は取得価額で計上されている。期末現在で金融資産および投資有価証券は、取得価額または現在の時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で計算される。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未収収益

当該資産科目には、次期事業期間中に受領されるが今期事業期間に関連する収益が含まれている。

未払費用

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

先渡為替契約

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

(ユーロ)

取得価額

期首現在	1,249,128
期中取得額	36,974
期中処分額	(7,912)
期末現在	1,278,190

評価調整

期首現在	(352,912)
期中評価調整	(13,712)
為替の影響	(18,272)
期末現在	(384,896)
期末純評価額	893,294

2008年9月30日現在市場価額	907,592
------------------	---------

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。

注５－準備金および繰越利益

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2007年3月31日現在残高	37,500	917,000	8,165,118
前年度の利益	—	—	1,887,032
利益処分	—	230,000	(230,000)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
年度末後再配分			
前期の利益	—	—	1,943,453
利益処分	—	216,000	(216,000)
2008年9月30日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

2002年1月1日まで、ルクセンブルグの税法は、別途積立金はその年の資産税額の５倍に相当する金額に設定されるという条件で資産税相当額の法人所得税の減税を規定していた。５年間分配されなかったこの積立金は、その他準備金として開示され、当期純利益の任意積立金からその他準備金へ割当てることができた。2002年1月1日から、この減税額は、これら条件が満たされるならば、資産税から差し引かれることになる。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。

注７－未払費用

未払費用は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬から構成されている。

注８－純為替差（損）益

	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2007年9月30日 終了期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現（損）益	(18,071)	38,599
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益	(18,272)	754
	<u>(36,343)</u>	<u>39,353</u>

注9－金融資産からの収益

	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2007年9月30日 終了期間 (ユーロ)
受領配当金	26,345	53,839
	<u>26,345</u>	<u>53,839</u>

注10－スタッフ

当社には、2008年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11－未決済先渡為替契約

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日－月－年)	未実現（損）益 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	637,528	米ドル	933,182	30－12－08	(11,344)
ユーロ	95,229	日本円	14,551,980	30－12－08	(2,954)
					<u>(14,298)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2008年9月30日に終了した期間に244,014ユーロの利息が生じた（2007年：209,036ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に関わる場合があります。これらの業務には、他のファンドの運用業務および管理業務、受託銀行または業務提供者を務めること、証券の売買、投資運用業務および投資顧問業務、仲介業務、ならびに他のファンドもしくは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、ファンドに提供する業務に類似する業務を第三者に提供することができ、かかる業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者またはかかる者が助言もしくは運用する投資信託または勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を処分することができます。

関係当事者（受託会社および管理会社を除きます。）は、自らが適切と判断する場合受益証券を保有し、かつ、これを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象の購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者との間で、またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で契約を行うかもしくは金融取引またはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

5【その他】

(1) 取締役会の変更

取締役は年次株主総会において株主より選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款を変更するのに必要な方法で採択される株主総会の決議が必要です。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(4) 出資の状況

該当ありません。

(5) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

② 資本金の額

2009年2月末日現在、500,000ユーロ（約6,212万円）（払込済株式資本）

③ 事業の内容

受託会社は、1998年、ケイマン諸島で設立された免除会社です。その払込済株式資本は、500,000ユーロです。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管受託銀行およびミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターとして行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2) 保管受託銀行・事務代行会社

① 名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

② 資本金の額

2009年2月末日現在、2,800万ユーロ（約34億7,844万円）

③ 事業の内容

1990年ルクセンブルグの法律に基づき、株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社、代行協会員

① 名称

野村證券株式会社

② 資本金の額

2009年2月末日現在、100億円

③ 事業の内容

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき登録を受け第一種金融商品取引業を営んでいる金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2009年2月末日現在、日本国内に171の本支店を有し、顧客に金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、ファンドの受託会社として業務を提供します。受託会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。受託会社および管理会社は、信託証書の要項および条件に従いファンドの資産および管理について全般的な権限および責任を有しています。

受託会社がファンドに関連して有価証券投資業務を行う場合には、受託会社は、ファンドの資産に関して受託者として本債券に投資を行うことまたはその他の投資決定を行うことが受託者としての職務の遂行に必要な場合または付随する場合を除き、これを行いません。このため、受託会社は、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2004年改正済）第5(2)条および別表第4第6(g)項に基づく適用除外者であり、同法に基づく登録を要しません。

受託会社は、ファンド資産の保管業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

信託証書に基づき、受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な行使または遂行において）ファンドの受託会社として、受託会社に対してなされた訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、受託会社の故意の不履行、詐欺または過失による作為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関する場合を除き、（信託証書に記載されるところに従い）ファンドの資産に対して償還請求を行う権利を有します。

受託会社は、信託法の規定に従い行為することができ、特に、受託会社の権限、職務および裁量権のいずれについても、他の者に委託することができます。受託会社による故意の不履行、詐欺または重大な過失がない場合、受託会社は、信託証書に基づき誠実になされたまたはなされなかった事項を理由に責任を負わないものとします。受託会社は、ファンドの他の業務提供者との間でファンドに代わり契約を締結する権限を有し、当該契約には、受託会社がその絶対的裁量に基づき適切と考える補償規定を含みます。

受託会社、受託会社の取締役、役員、従業員、代理人または受託会社の委託を受けた者は、信託証書に基づく権限および職務の行使または遂行に関して自己が被った訴訟行為、費用、請求、損失、経費、要求またはその他の債務についてファンドから補償を受ける権利を有します。

受託会社は、受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部をいずれかの者、機関、企業または法人に委託する権限を有しています。受託会社は、ファンドに関する保管の権限および職務のすべてを保管受託銀行に委託しています。受託会社は、受任者または副受任者の側の過誤または不履行に起因する損失につき責任を負いません。

受託会社は、すべての受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任または解任されることがあります。当該辞任および解任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行い、または、清算手続に入った後、当該通知の受領日または清算開始から30日以内に後任の受託者を決定し任命することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、直ちに全受益者の会議を招集します。

受益者は、受益者集会の決議によって、いつでも、受託会社を解任し、後任の受託者を指名することができます。

(2) 保管受託銀行・事務代行会社

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、保管契約に従い、ファンド資産の保管受託銀行として行います。保管契約の期限は無期限ですが、いずれの当事者も、60日前の書面による通知をもって終了することができます。

保管契約は、保管受託銀行が、その随時受領する投資対象のすべてを、その帳簿上ファンドのために分離された口座において記録および保管すべきこと、すべての投資対象（関連する場合は投資対象の権原を表章する証券および書類を含みます。）が保管受託銀行の金庫に、またはかかる投資対象の安全な保管のため適切と考えられるその他の方法によって保管受託銀行またはその指図人により保管されるよう手配すべきこと、ファンド勘定により随時受領する現金のすべてを、ファンドのために分離された口座において保管すべきこと、受領した現金のすべてを安全に保管する責任を負うべきこと、ならびにファンドの勘定でなされる承認された投資対象の購入および他の一定の支払のために受託会社または管理会社が要請する場合、ファンドの口座から現金の支払を行うべきことを規定しています。

受託会社は、保管契約に従い、ファンドに関連する業務を遂行中に保管受託銀行が課され、受けた、または主張された、いかなる種類または性質のあらゆる債務、義務、損失、損害、罰金、訴訟、判決、告訴、経費、費用または立替費用についても、保管受託銀行に対しファンドの資産から補償することに同意します。（ただし、保管受託銀行またはその従業員もしくは代理人による故意の不履行、詐欺行為、または重大な過失に起因するものを除きます。）

保管受託銀行は、保管契約に従い、その義務の遂行において自らの故意の不履行、詐欺行為、または重大な過失がない場合、いずれの作為または不作為についても責任を負いません。

事務代行契約に従い、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ファンドの事務代行会社として行います。同契約は無期限ですが、いずれの当事者も、60日前の書面による通知をもって終了することができます。事務代行会社は、ファンドの会計、純資産の計算、受益証券の発行、登録、名義書換、買戻業務を提供し、また、事務代行契約に記載される要項および条件に基づき、通常は会計士、登録代行会社および名義書換事務代行会社が行うその他の一般的な事務代行業務を行います。事務代行会社は、法規に従い、その裁量により、管理事務代行契約に基づくその義務の遂行を第三者に委任することができます。かかる第三者の報酬は事務代行会社の勘定により支払われます。

管理会社は、事務代行契約に従い、ファンドに関連する業務を遂行中に事務代行会社が課され、受けた、または主張された、いかなる種類または性質の債務、義務、損失、損害、罰金、訴訟、判決、告訴、経費、費用または立替費用についても、ファンドから補償することに同意します。（ただし、事務代行会社またはその従業員もしくは代理人の故意の不履行、詐欺行為、重大な過失に起因するものを除きます。）

事務代行会社は、管理事務代行契約に従い、その義務の遂行において自らの故意の不履行、詐欺行為または重大な過失がない場合、いずれの作為または不作為についても責任を負いません。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における募集のため、日本の投資者が行った払込日の買付注文を満たす上で必要であるとして販売会社が管理会社に通知する受益証券につき、販売会社に対する販売および交付を行うか、または販売および交付の手配をします。販売会社は、販売取扱会社を通じて、または販売会社が随時決定するその他の方法で、販売会社に対してかかる交付がなされた受益証券を日本において販売することができます。

代行協会員契約に基づき、日本における代行協会員は、日本証券業協会が昭和48年12月4日に採択した規則第4章第28条

に規定されるとおり、下記の機能を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令および／または日本証券業協会の上記規則の規定に基づき随時作成を要求される受益証券に関する日本語の目論見書を日本証券業協会に交付すること。
- (b) 受益証券1口当たりの純資産価格を日本において毎月公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令および／または日本証券業協会の上記規則の規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類を日本証券業協会に交付すること。
- (d) 受益証券が、日本証券業協会の規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、管理会社に通知すること。
- (e) 上記機能のいずれかの販売会社による遂行にあたり付随的または必要な行為を管理会社に代わり遂行すること。

3 【資本関係】

管理会社の株式の100%を、野村ホールディングスの子会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行信託会社法、会社管理法または地域会社（管理）法の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社マネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適切かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項

参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2008年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2007年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2007年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報

告しなければならない。

(n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2007年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることが

できる。

- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設設計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2007年改訂、改訂済）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して

提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

(c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

(a) 第8.15項の義務に従わない場合、または

(b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、

CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2007年改訂、改訂済）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

(c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

(a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。

(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理者

(c) 規制投資信託であった人物、または

(d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること。

(d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる

る場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係法、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不实表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不实表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（1995年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2007年改訂、改訂済）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、どの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)、7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2007年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない

場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15パーセントを超え

ることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。

- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の (xxii)、(xxiii) および (xxiv) に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
 - (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関

で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。

(xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。

(xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。

(xx i) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。

(xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。

(xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2008年4月30日 有価証券報告書（第2期）

2008年7月31日 半期報告書（第3期中）

ケイマン諸島にて

独立監査人の報告書

受託会社

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）

我々は、ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）（「トラスト」）の2007年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は監査報告書で表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、トラストおよび受託会社以外のいかなるものに対しても、我々の監査業務、本報告書、もしくは我々が形成する意見に関して、責任を引受けずまた負わないものとする。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して、ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）の2007年10月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の財務実績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々の意見を限定することなく、我々は注記2に注目する。そこに説明されているように、また目論見書の条項に従って、財務書類には、評価代行会社によって伝えられた無監査の評価に基づき受託会社の取締役会により公正価額が決定され、116,900,979豪ドル（純資産の99.77%）と評価された投資証券が含まれている。公正価額は、既存市場における価額と異なることがあり、その差違が重大な場合もある。

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング

2008年1月4日

[次へ](#)

Cayman Islands

Independent Auditor's report

The Trustee

Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected)

We have audited the accompanying financial statements of Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected) (the “Trust”) which comprise the statement of net assets, including the statement of investment as at October 31, 2007, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected) as at October 31, 2007, and of its financial performance for the year then ended, in accordance with accounting principals generally accepted in Luxembourg.

Without qualifying our opinion, we draw attention to note 2. As explained therein and in accordance with the terms of the offering circular, the financial statements include an investment which is valued at AUD 116,900,979 (99.77% of net assets) whose fair value has been determined by the Board of Directors of the Trustee based on the unaudited valuation communicated by the valuation agent. The fair value may differ had a ready market existed and the difference could be material.

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. We have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young

January 4, 2008

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

ルクセンブルグにて

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2007年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（“Réviseur d'Entreprises”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2007年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
企業監査人

ベルナール・レースト

2007年5月3日

[次へ](#)

Luxembourg

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2007 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'Entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'Entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2007, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

May 3, 2007

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

ケイマン諸島にて

独立監査人の報告書

受託会社

ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）

我々は、ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）（「トラスト」）の2008年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、発行済受益証券数の変動表、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は監査報告書で表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、トラストおよび受託会社以外のいかなるものに対しても、我々の監査業務、本報告書、もしくは我々が形成する意見に関して、責任を引受けずまた負わないものとする。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して、ノムラ・W・ストラテジー・ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）の2008年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング

2009年4月20日

[次へ](#)

Cayman Islands

Independent Auditor's Report

The Trustee

Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected)

We have audited the accompanying financial statements of Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected) (the "Trust") which comprise the statement of net assets, including the statement of investment as at October 31, 2008, statement of operations and changes in net assets and statement of changes in units outstanding for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

The report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura W Strategy Fund II (AUD Principal Protected) as of October 31, 2008, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. We have no observations to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young

April 20, 2009

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

ルクセンブルグにて

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

2007年5月8日付の株主総会による任命を受けて、我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

企業監査人（“Réviseur d'Entreprises”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
企業監査人

ベルナール・レースト

2008年5月13日

[次へ](#)

Luxembourg

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'Entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'Entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

May 13, 2008

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。